

目次

発刊にあたって	千葉市教育委員会教育長	吉田治郎	一
市の文書館建設を	千葉市史編纂委員会委員長	鶴岡清	二
旗本戸田氏知行所史料補説		須田茂	七
史料所在調査報告 旗本戸田氏知行村(一)		立野晃	二一
旗本戸田氏知行村において確認された絵画作品について		浅野秀剛	三三
『千葉繁昌記』の二人の著者について		三浦茂一	四六
編集後記	市史編纂担当		五五

《表紙写真説明》

旗本戸田氏下総国知行所において、幕末に割元名主をつとめた川井村石原家に保存されていた、元和六年(一六二〇)の川井村宛の年貢割付状(納税通知書)である。年貢割付状としては、黒砂村宛のものと共に、現在のところ市内で一番古いものである。当時の川井村は徳川幕府の直轄地で

あり、村高(玄米換算での村の総収穫量)一四五石余りである。代官高室金兵衛昌成が九二石余を納入することを命じているから、賦課率は六二%以上ということになる。(『千葉市史 史料編5 近世』一一四〜一一五ページ参照)。

朝日ヶ丘町 石原喜典氏所蔵

発刊にあたって

千葉市教育委員会

教育長 吉田治郎

本誌は千葉市史・市史史料編刊行以後断続的に発見された歴史資料を、紹介する目的で企画したものです。

したがって、原始時代から現代までの新発見史料の報告を主とするものですが、通史や史料編を補完する小論文、近年話題になった市内の埋蔵文化財関係資料の報告、古文書等所蔵者のプロフィール、市内在住の古老の方々の昔話や民俗資料、文化財的美術工芸品など文化資料もきめ細かく収録していきたいと考えています。

歴史は過去と現在の尽きることのない対話であるといえます。今現在を認識するために昔を振り返り、昔を追認して未来への方向をさぐることはよくあることです。市内の隅々に点在する歴史を掘り起こして、身近に前代の人々の苦労や知恵を学びながら、心豊かな生活をおくりたいものです。そして、史跡や文化財またその時代の心を後世に継承したいと思います。

本誌の名称は、以上のような思い入れが含まれておりますが、千葉市の歴史に関心のある同好同学の市民の皆さんの交流の広場として、また市民に愛される歴史雑誌として発展させていきたいと考えております。市民の皆さんの本誌へのご参加を期待し、あわせて一層のご協力をお願い申し上げます。発刊のことばといたします。

市の文書館建設を

鶴岡清

文書館は必要か？と問えば、多くの市民は「あった方がよい、必要でしょう」との答えがハネ返ってくるであろう。ここでは、そうした素朴な問答ではなく、理論的に、必要不可欠な建物であることを理解して貰うための論議を提起することにした。そして千葉市の文化施設を象徴するような文書館建設が早期に実現するよう強く訴えたい。

はじめに

昨今、文化に対する関心が著しく高くなっていることはご承知のとおりである。社会的背景もあって国、地方自治体も文化に力を入れているところが目立っている。その好例が「文化県○○県とか、文化都市○○市」といったアピールを拝見することが少くない。

千葉県も国際化の動きとともに文化県としての位置づけが前面に押し出されている。千葉市でもコミュニティ

センター、図書館の整備など松井市政の中で文化施策が積極的に推進されて市民の共鳴をえている。このことは市議会の協力に負うところも大である。

文書館の必要性

各県および各市町村で文書館、または公文書館を必要としている理由は、いくつかあると思うが、主要な根拠をあげると

①県史および市町村史の編さんが活発に行われている（恐らく全市町村といってよい）。千葉市は、その点先進市である。そのさい収集したばう大な資料の保存と活用する拠点としたいこと②収集した貴重な古文書などを行き届いた文書館で保存しなければ、悔いを将来に残すことになる③所蔵している資料を個人の理解が得られれば「保護預かり」が可能になり、常時活用できる④文化活動へのサービス拠点とすることができる⑤情報公開制度が

実施された場合、統一的な窓口業務となり得る⑥行政の貴重な資料でも町村合併や庁舎移転によって、すでに廃棄されたものが少くない。こうしたことをさけたい⑦市史編さん事業終了後、資料の保存、管理、利用体制の確立などをはかっておくことは、私どもの義務と考える。

などであろう。ほかにも文書館建設の必要理由はあるであろうが、主なものにとどめておくこととする。

文書館建設理由については、すでに必要性を認め多くの自治体で実現をみている。従って千葉市史編纂委員会でも群馬県、藤沢市、尼崎市、京都府、京都市などの自治体の公文書館、文書館^{もんじょかん}を視察する一方、委員会自体の論議の中で必要論が各委員から強く出されていて、委員会として松井旭市長、吉田治郎教育長に申し入れているところである。今後、議会筋にも協力方をお願いし、実現が一段と早まることを期待している。

政令指定都市を控えている千葉市にしてみれば、文書館のないのがおかしいくらいである。

千葉県は元千葉中央署跡に立派な文書館（七階建て）を建設、今年の六月十五日県民の日にオープン予定という。

ヨーロッパ諸国をはじめ、文書館制度が確立している

多くの国々では、図書館、博物館とともに文書館が「三大文化施設」として文化国家の象徴とされているという。文化に対する認識、理解、行動などが日本と違う点であろう。

文書館の現況

千葉県が文書館を建設していることは前述のとおりであるが、場所といい、規模といい、理想的な形態をなしているといつて過言でない。とくに二月県議会で文書公開制度の条例が制定されてスタートを切るが、タイムिंग的にも時宜をえたものとなっている。

そのほか、現在（必ずしも最新の資料ではないが）公文書館なり、文書館（もんじょかん、ぶんじょかんの二通りある）を有する道府県が十六県、市が五市、具体化しているものに大阪市、八潮市（埼玉県）計画中のものに横浜市、浦和市、松戸市などとなっていて、市の文書館については、最近各地で熱い視線が注がれているといつてよい。

このことは、公文書館法制定と無縁ではないようだ。

同法は六十二年十二月十五日付けで公布されたばかりであるが、同法にもとづいて、今後、一層文書館の建設が

促進されるものと思う。とくに同法は、各地方自治体に努力目標として公文書館の建設を義務づけていることをみればわかると思う。国でも法律を公布した以上、真剣に取り組むものと考えからである。

関東では川崎市の公文書館、藤沢市の文書館など先進都市で立派に運営されているが、千葉市の場合、図書館はすでに五館がオープンし、分館が十六カ所整備されている。欧米流に言えば、残るは博物館と文書館ということになる。

昭和四十九年七月に開館した藤沢市の建設経緯をきいてみると、市史編さんの途上で、資料保存の必要性から文書館建設の要望が強く出され、市長の理解をえて実現をみるに至ったという。このことは同館長高野修氏の言葉である。

千葉市は、昭和四十四年に市史の編さん事業に着手してから、すでに二十年弱になろうとしている。この間、事務局をはじめ関係者の努力、編さんに携る各先生方、文書所蔵者をはじめとする市民の方々の協力によって、数多くの文書、資料が収集されている。市史編さん事務局は発足以来十三年余教育長室に置かれ、現在郷土博物館内に定着して五年を経たが、いずれも事務室の狭溢の

ため資料が収容し切れず、事務的にも困惑状態にある。

古文書の保存は、その方法を一歩間違えば、文書そのものの価値を半減しかねない危険性を伴っているわけである。

国をはじめ都道府県など地方自治体が相次いで文書館を建設しているのも、前記のような理由からで、うなずけるものがある。千葉市も市長をはじめ、議会の全面的なご理解をえて文書館をぜひ建設してほしいと思う。大千葉市の“顔”として必要性を強調したい。

市史編さんの現況

市史編さん事業では、これまでに通史三巻、史料編六巻のほか、関係の冊子などを計画どおり発行してきたが、事務室の狭溢による処理能力の低下はさけ難く、閲覧業務はほとんど不可能に近い状態にある。郷土博物館は、ハロゲン化物消火設備・通年空調設備を有し、古文書はガスくんじょうによる防虫・殺虫処理をして大切に収蔵している。しかし、収蔵庫内の棚は満杯に近い状況にあり、次第に通路を埋めつつある。なお、現状では市史編さん事業を優先し、史料は原則的に非公開である。公開のスペースと対応する人的余裕が限られているとのこと

である。研究者はともかく、一般市民の閲覧利用は非常に困難である。

一方、公文書など行政文書の管理は総務課の管理下にあり、しかも局部課の判断に頼む部分も多く、その利用はもっと困難であるという。従って市史編さん事業と切り離して行政文書自体の保存管理を考えても、文書館は必要欠くべからざる施設である。

文書館の役割り

文書館実現のあかつきには、その役割りは古文書の適切な保存、研究者や市民へのサービスが可能になるが、千葉市の場合、貴重な古文書の保存事業だけでなく、数多くの行政文書も庁舎移転、戦争のさいの疎開などによって廃棄処分となったものが少くないので、行政文書保存事業が重要かつ緊急であろう。

また行政の公文書は「永年、二十年、十年、五年、三年、二年および一年」の保存区分に基づいて保存、管理されているときいているが、この保存、管理が現在のところ必ずしも適切ではないとされている。

公文書の保存がなぜ義務づけられているかといえば、公文書は、時代の経過とともに歴史的、社会的、文化的

価値を有しているからである。すなわち過去の公文書をみれば分るとおり、当局者の重要な政策選択の経過や結果の記録を含んでいるだけでなく、そのときどきの社会事象や政治的、経済的活動をあらわす貴重な記録をみることができるからだ。

このような意味合いから文書は、かけがえのない歴史的、文化的価値を有している。日本学術会議もこのことに関して「国民共有の文化遺産」と定義づけ、早くから公文書館の建設を提唱してきたところである。

一方、歴史資料については、一般にきわめて地域性の強いものであるから、日本学術会議では「歴史資料は現地において現物のまま保存することを原則とする」として、現地保存を強く訴えている。

ともあれ、市の歴史資料、行政資料の収集、整理、保存、調査、研究および一般の閲覧などは、市の文書館が建設されて初めて理想的に行なえるものである。ただ、財政事情もあるので、即座には行かないであろうが、少しでも早く建設してくれることを切望したい。

むすび

私が市史編さん委員長なるが故に文書館の必要性を訴

えているのではない。一〇〇万都市をめざす千葉市の将来を考えるとき、文化的香りの街にするため、そして戦災で貴重な多数の資料を焼失してしまっただけに、現存する資料を大切に保存、管理し、適確な利用をはかることを憂えるあまり、本稿を執筆した次第で、関係各位の絶大な理解と協力をぜひお願いしたい。

(千葉市史編纂委員会委員長)

千葉市誌

(通史 菊判八〇〇ページ) 昭和二八年三月刊

絶版品切れ

千葉市史

原始古代中世編(〃 B5判四五〇ページ) 昭和四九年三月刊

絶版品切れ

近世近代編(〃 〃 四九二ページ) 〃

絶版品切れ

現代編(〃 〃 五四六ページ) 〃

絶版品切れ

史料編1 原始古代中世(写真図版 B5判三五七ページ) 昭和五一年三月刊

絶版品切れ

史料編2 近世(佐倉藩領千葉・千城地域 〃七七六ページ) 〃五二年 〃

@五五〇〇円

史料編3 〃(生実藩領生浜・椎名地域 〃七〇八ページ) 〃五五年 〃

@五〇〇〇円

史料編4 〃(生実藩領菅田・椎名地域 〃七〇二ページ) 〃五八年 〃

@五〇〇〇円

社寺よりみた千葉の歴史(千葉町の近世近代 故和田委員原著 A5判二四二ページ) 〃五九年 〃

@一四〇〇円

千葉市南部の歴史(生浜町の交通・漁業・社寺 故穴倉委員原著 A5判二一〇ページ) 〃六一年 〃

@一〇〇〇円

千葉市史 史料編5 近世(旗本戸田氏知行所泉・菅田地域 B5判七〇六ページ) 〃六二年 〃

@五〇〇〇円

史料編6 近世(旗本知行所土気地域 B5判七五六ページ) 〃六三年 〃

@五〇〇〇円

史料編7 近世(旗本知行所平川・中野ほか) ……B5判七〇〇ページ 〃六四年発行予定……

旗本戸田氏知行所史料補説

須田 茂

昭和六二年三月に、旧旗本戸田氏の知行村に残されていた諸史料をまとめて、『千葉市史 史料編5 近世』（以下『史料編5』と略す）が刊行された。

筆者はその編集を担当したのであるが、前もって多くの史料を解読した。しかし、収載のための原稿枚数があらかじめ決められていたため、基本的な史料、内容的に興味のある史料などを、断腸の思いで割愛せざるをえなかったものが多数あった。そこで、その割愛せざるをえなかった諸史料のうちのいくつかを、本誌で史料解説しておきたいと思っている。

旗本戸田氏は、元禄一二年（一六九九）に成立し、下総国の一九か村、河内国の四か村に、合わせて七〇〇〇石を知行ちぎょうしていた。

一 野呂村の宗門人別帳しゅうもんじんべつちよう

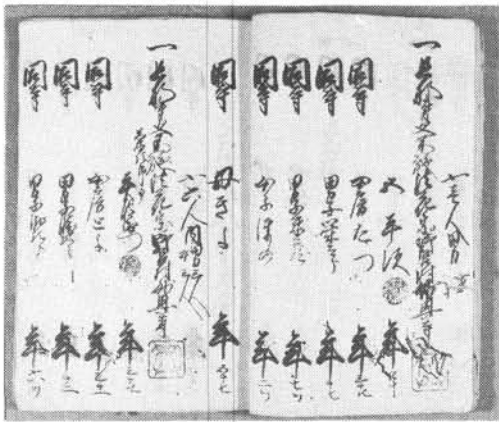
現在の戸籍台帳の役目をもっていたのが、宗門人別帳

（宗門人別帳・宗門改人別帳ともいう）である。野呂の石井宋司家には、嘉永七年（一八五四・安政と改元）・安政二年（一八五五）・文久二年（一八六二）・同三年の四冊の宗門人別帳が残されている。いずれも良質の史料で、『史料編5』にはこのうち嘉永七年のもの一点を収載した（収載史料No.一〇八号）。

まず、安政二年の「下総国千葉郡野呂村宗門御改帳」をみよう。最初に前書として、キリシタン禁制の高札の趣旨を守ること、禁制の不受不施派の者がいないこと、宗門人別帳に一人も書き落しがないことなどが書き添えられている。記載内容は、檀那寺、戸主、戸主の年齢、家族の檀那寺・続柄・名前・年齢、家族数と男女の内訳である。檀那寺は、村民すべて村内の受不施法じふせほつせう華宗の妙興寺である。

戸数は七七軒で、ほかに妙興寺があった。人口は、男が二六二人、女が二四〇人、僧侶が四人の計五〇六人を

数えた。家族数の状況を見ると、一人家族が二軒、二人家族が一軒、三人家族が二軒、四人家族が六軒、五人家族が一〇軒、六人家族が一五軒、七人家族が一九軒、八人家族が一〇軒、九人家族が七軒、一〇人家族が三軒、一人家族が二軒で、七人家族を最高に、一家族の平均は六・五人であった。最多の一人家族は新右衛門と倉右衛門の二軒で、次の一〇人家族は、平左衛門・庄七・清五郎の三軒で、当時名主を勤めていた七左衛門は八人家族を構成していたのである。宗門人別帳を作成するにあたって、後家^{ごけ}の場合は名主が代印していた。



野呂村宗門人別帳 安政2年

安政二年から七年経過した文久二年三月の「下総国千

葉郡野呂村宗

門御改帳」の

記載形式は、

安政二年とまっ

たく同じであ

る。戸数は七

七軒と一か寺

で、この間に

戸数の増減は

なかった。人

口は、男が二七〇人、女が二四九人、僧侶が四人の計五二三人で、一七人増加した。

次に、労働力の観点から人口構成をみてみよう。一五歳から六〇歳までを成人労働力、一四歳以下と六一歳以上をその半分の労働力とみなし、三段階の構成をとってみると、一四歳以下は男が八五人、女が七一人の計一五六人、一五歳から六〇歳までは男が一五七人（僧侶四人は省く）、女が一五六人の計三一三人、六一歳以上は男が二七人、女が二三人の計五〇人であった。

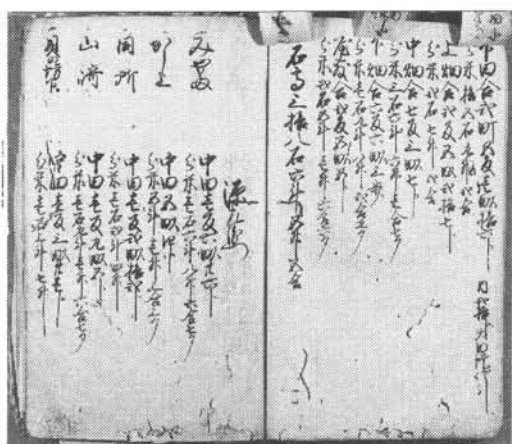
家族数の多いのは、七左衛門・七兵衛・太右衛門・七郎右衛門・新五右衛門・利右衛門の六軒が一〇人家族、庄七と清五郎が一人家族、倉右衛門が二人家族、新右衛門にいたっては、一五人家族という大所帯であった。新右衛門家の家族は、戸主の新右衛門、妻のとめ、賀の勇次郎、勇次郎の妻いち、孫の亀吉・わか・りよ・松三郎、悻の新蔵・松五郎・鶴松、娘のりき・とい、それに父新左衛門、母いそという構成であった。

翌文久三年は、戸数の増減はなく、人口は男が二六三人、女が二四五人、僧侶が四人の計五二二人で、前年とくらべて男が七人、女が四人減少した。

二 安政七年の古泉村名寄帳なよせちよう

『史料編5』に、安政七年（一八六〇年・万延と改元）二月改めの「古泉村高帳」（古泉町有文書・収載史料No.一六六号）を収載した。この他に、古泉村の土地関係の史料として重要なものがある。それは安政七年の「下総国千葉郡古泉村田畑名寄帳」（古泉町有文書）である。

この名寄帳は、本田畑一筆ごとに小字・地目・反別、それに分米ぶんまいが詳細に記されている良質の史料である。さらに、この史料には明治初期にいたるまでの土地の所有者の異動が、付箋によって示されており興味深い。本来な



古泉村名寄帳 安政7年

らば、先の高帳よりも、むしろこの名寄帳を収載すべきであるが、かなりの頁数をとるため、やむをえず割愛したのである。

名寄帳によると、古泉村で最も多くの土地を所持していたのは、割元を勤めていた仲田五郎左衛門で、田二九筆・畑二九筆・屋敷四筆の合わせて五町五反八畝二歩・三八石六斗五升五合を所持していた。村内の古高分の有り高が一六六石三斗三升であるから、五郎左衛門は村内の二三・二％に相当する石高を有していたのである。

所持高の階層別でみると、先の五郎左衛門を筆頭に、一六石層が一人、一三石層が一人、一二石層が一人、一〇石層が一人、八石層が二人、七石層が二人、六石層が二人、五石層が一人、四石層が一人、二石層が二人、一石層が四人、一石未満層が八人の割合であった。村役人では、名主の磯五郎は割元の五郎左衛門の子であり、先の持ち高である。組頭の太左衛門は一〇石余り、兵右衛門は六石余り、百姓代の五郎右衛門は二石余りであった。ひとり五郎左衛門（磯五郎）家が卓越たぐよつしていたことがわかる。

三 川井村の土地関係史料

川井村の史料は、天保八年（一八三七）以降、割元を勤めていた石原憲男磨家に所蔵されてきたと考えられる。土地に関連する史料もかなり残されているが、『史料

編5』には、天正一九年（一五九一）七月二〇日の「下総国千葉之庄河井之郷御縄打之水帳」、享保一二年（一七二七）の「末年川井村谷津限差出シ帳」、享和二年（一八〇二）の「川井村田畑惣高之帳」、文政一三年（一八三〇・天保と改元）の「田畑山林百姓分限高書上帳」の四点を収載した（収載史料No.二四～二七号）。

このほか元禄五年（一六九二）の名寄帳は、総解説のところで作表して検討をくわえた。割愛せざるをえなかつた。

た壺人別帳・名寄帳などのうち、享保三年（一七一八）の「田畑壺人別持高帳控」（原本は表紙破損）について、簡単にみておこう。

この史料には、各農民の持ち高合計、田と畑の持ち高、それに田畑の永引きが記されている。村内でもっとも多く土地を所持していたのは名主を勤めていた治兵衛で、三三石八斗四升二合であった。彼の田畑の

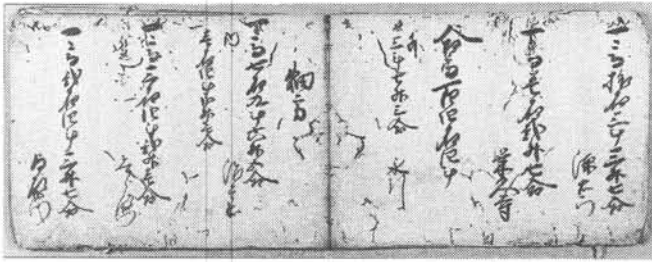
内訳は、田が二五石八斗七升七合、畑が七石九斗六升五合で、永引きが三斗一升三合あった。

治兵衛以下の持ち高では、源右衛門が一三石余り、与左衛門が一三石余り、太郎左衛門・甚左衛門・市郎兵衛が一石余り、六左衛門が一〇石余り、源左衛門・半助・市左衛門が六石余り、仁右衛門と利右衛門が四石余り、栄久寺が一石余り、清右衛門が三斗余りであった。郷蔵が源左衛門と半助の土地にまたがって建ち、その引き高は一斗三升五合であった。

四 川井村と多部田村の年貢小割帳

年貢割付状によって村あてに賦課された年貢を、持ち高などによって各農民に割り付けた帳簿が、年貢小割帳で、年貢割帳とか年貢米人別割付帳などともいった。農民の持ち高・引き高・用捨引き・年貢高・俵数などが詳細に記載されているため、一冊あたりの紙数が多く、『史料編5』に一冊も収載することができなかった。

そこで、川井村の明和五年（一七六八）一二月の「子歳御年貢割帳」、弘化元年（一八四四）一二月の「辰御年貢割帳」（以上、石原憲男磨家文書）、多部田村の安永四年（一七七五）八月の「未ノ御年貢米人別割付帳」



川井村田畑壺人別持高帳控 享保3年

(森谷源一家文書)をもとにして、年貢小割りの一端を検討してみよう。

川井村(村高一三七石余)の明和五年の小割帳は、旗本戸田氏の代官宮本伊兵衛に提出された控えて、前年から同六年までの三か年定免の期間であった。田の年貢は、永引き・当毛引きを差し引いた九五石四斗一升五合に賦課され、六三石九斗二升九合であった。このほかに、付加税米としての口米が一石七斗二升八合、運送中の不足を補う予備米としての欠米が一三石一斗三升一合四勺賦課され、合わせた年貢米は七八石七斗八升九合であった。

年貢率は、実に八二・六%に達したのである。本年貢と



川井村年貢小割帳
明和5年(上段) 弘化元年(下段)

口米は一俵につき三斗五升で計算した俵数、一八七俵二斗七合としているものの、欠米を入れた総年貢にについては、一俵につき四斗二升で一八七俵二斗四

升九合を納入したのである。領主戸田氏は、俵数を増加させないで、一俵に七升を加えた俵詰めで納入させているのである。この年貢米を一人の農民と栄久寺に小割りしたのである。村内でもっと多くの年貢米を納めていたのは、田高二三石余りを所持していた組頭の次郎兵衛で四一俵二斗一升二合であった。

畑高三二石七斗四升一合は貨幣納で、各農民は金銭と大豆を上納していた。また、新畑と新屋敷も銭と大豆を上納していたのである。

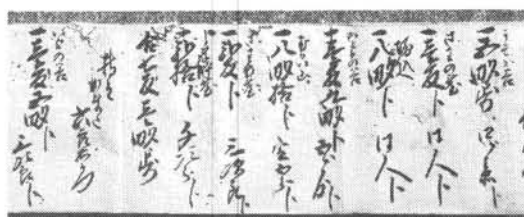
弘化元年の年貢米は、先の明和五年とほぼ同じの七八石八斗一升二合八勺、四斗二升入れの俵で一八七俵二斗七升二合八勺であった。しかし、この年は不作であったため、四六俵三斗余りが用捨米で、その割合は一俵につき一斗五合であった。村内でもっとも多い三二石余りの田を所持していた名主の僖五郎は、一四俵三斗余りの用捨米をうけ、四四俵一斗余りを上納していた。

次に、多部田村(村高六四三石余)をみよう。田高五一六石余りのうち諸引きした四七七石四斗一升三合に三ツ六分(三六%)の率で年貢が賦課され、本年貢米は一七一石八斗六升九合であった。先の川井村と比べるとかなり低い年貢率であったことがわかる。これに口米を加え、

年貢米の合計は一七六石五斗一升五合、俵で五〇四俵一斗三升八合であった。これを一石につき四斗四升四合がけで小割しているのである。最も多くの田を所持していた市郎兵衛でみると、田四四石余りのうち諸引きした四〇石余りに一七石余りの年貢米が賦課され、一俵に四斗二升入れの俵で四二俵三斗余り上納していたのである。

五 和泉村の百姓持山反別高帳

旗本戸田氏の多くの知行村には、百姓の持ち山が存在した。領主が所有する山林を地頭林とか御林というのが、下総国知行村の御林については、「御知行所御林之写」



和泉村百姓持山反別高帳 天明8年

(鳥海和家文書・収載史料No.三号)を『史料編5』に収載した。また百姓持ち山については、川井村・五十土村・野呂村・古泉村などの史料を収載した。

和泉村には、享保一二年時点で四か所に合わせて六町三反五畝六歩の御林があった(『史料編5』収載史料No.一二一

号参照)。ここでは、収載洩れになった天明八年(一七八八)十一月の「和泉村百姓持山反別高帳」(山崎信友家文書)を紹介してみよう。

この史料には、山の持ち主、一筆ごとの小字と反別、持ち主の合計反別が記載されている。和泉村では三人の農民が山林を所持していたが、そのほか東光寺と泉如坊の持ち山があり、また、農民共有の山林である郷山が二畝歩存在した。六人の農民が他村の三人に山林を売却しており、その反別は九筆の八反七畝歩であった。合わせた山林の総反別は、七町五反三畝一四歩であった。

この中で、吉右衛門は一四筆一町四反歩を所持していた。以下、持ち反別の構成をみると、一反歩未満が九人、一反歩層が一〇人、二反歩層が七人、三反歩層が五人、四反歩層が一人の割合であった。一人あたりの持ち反別は少ないが、村内の多くの農民が山林を所持していたのである。

ついでに、天明三年一〇月の「田方谷限帳」(山崎信友家文書)を紹介しておこう。これは、谷津田ごとに、一筆ずつ小字・田の反別・所持者が書き上げられている。まとめてみると、大田谷津は一二筆・一〇人・一町九反四畝三歩、かただ谷津は三一筆・一五人・四町三反三畝

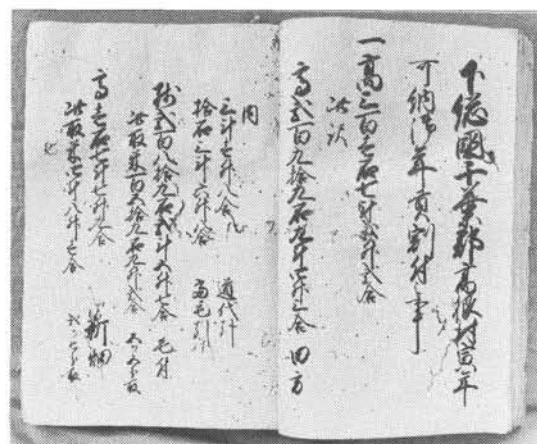
一四歩、嶋坪谷津は六二筆・二六人・四町八反八畝一八歩、このま谷津は二三筆・一五人・二町六反一畝一二歩、さわ谷津は一九筆・一〇人・二町五反三畝二六歩、合わせた反別は一六町四反七畝二八歩である。内訳は、上田が二町六反二五歩、中田が三町八反一畝一三歩、下田が九町八反九畝五歩、新田が一反六畝一五歩で、生産高の低い下田が全体の六〇%余を占めていた。

六 慶応二年下総国知行所年貢割付状

古泉町の仲田勝巳家に、慶応二年下総国知行所一九か村の年貢割付状をまとめた良質の史料が残されている。

同質の安永二年（一七七三）十一月の「下総河州免定之事」（加藤市鷹家文書・収載史料No.四号）を収載したため、紙数の関係でやむなく割愛したのである。同一の年の年貢割付状であるため、年貢の徴収法、年貢率、年貢米永の額などを、村ごとに比較することができる。

本田畑の年貢徴収法をみると、中田村、上砂村（八街町）・吉倉村（八街町）の三か村は、地目別の反別に反当りの租額を乗じて年貢高を算出する反取り法で、他の一六か村は石高に年貢率を乗じて算出する厘取り法であった。これら各村の年貢徴収方法は、安永二年のときも同



下総国知行所の年貢割付状 慶応2年

じであるため、継続されていた模様である。

厘取り法の村でも、本田畑の毛付け高に年貢率を乗じている村は、古泉村・上泉村・下泉村・高根村（但し、

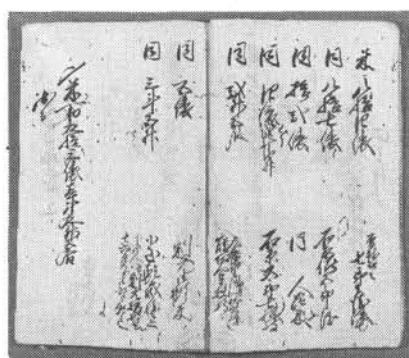
本田のみで本田はなし。）・和泉村・東吉田村（八街町）・勢田村（八街町）の七か村である。これに対して、本田・本畑・屋敷の石高を分けて年貢率を乗じている村は、富田村・多部田村・北谷津村・佐和村・川井村・五十土村・高田村・野呂村・砂村（八街町）の九か村である。同じ知行村であったとしても、村によって年貢徴収方法がかなり相違していることがわかる。

次に、本田畑の年貢率をみると、反取りの村では、例えば中田村の上田は反当りで六斗であるが、上砂村は五斗七升、吉倉村は四斗八升で、かなり高低の差があった。

厘取りの村での年貢率は、高根村が五ツ五分（五五％）、上泉村が五ツ三分、下泉村と勢田村が五ツ一分、古泉村と和泉村が四ツ五分、東吉田村が四ツ四分とそれほどの高低の差がなかった。これに対して、本田・本畑の年貢率を分けている厘取りの村は、かなり年貢率の差があった。高率の村としては、北谷津村は本田が七ツ、本畑が六ツ六分、川井村はそれぞれ六ツ七分、五ツ四分、野呂村は六ツ七分、四ツ七分であった。いっぽう多部田村は本田が三ツ六分、本畑が三ツ一分ともっとも低く、佐和村はそれぞれ五ツ、四ツ七分、富田村は五ツ一分、三ツ八分であった。また、高田村の場合は、本田が六ツ二分に対して本畑は六ツ三分で、本田よりも本畑のほうが年貢率が高い村も存在したのである。

七 下総国知行村の郷帳ごうちょう

郷帳と表題のある史料が、天保四年（一八三三）（仲田一家文書）・弘化三年（一八四六）・万延元年（一八六〇）・慶応三年（一八六七）（以上石原憲男磨家文書）の四冊残されている。内容は、下総国一九か村の年貢米・糯米・大豆などの収納高、津出し・払い米などの明細が、村ごとに詳細に記載されている。このうち天保四年のも



申年郷帳 万延元年

ついて、簡単に述べておこう。

万延元年の下総国一九か村の年貢米の総計は、五八〇八俵一斗余りであった。その内訳をみると、千葉郡曾我野村の七郎兵衛への津出しが一九三〇俵、同郡寒川村の仁右衛門への津出しが一二八一俵であった。兩人を通しての津出し米が三二一一俵で、全体の五五・三％を占めていた。次に多いのが渡し米で、印旛郡岩名村（現佐倉市岩名）の定右衛門への渡しが一七〇〇俵、割元の石原僖五郎への渡しが三五〇俵、同役の千脇次郎右衛門と千葉町四郎平への渡しがそれぞれ二〇〇俵あった。これら渡し米は、領主戸田氏の借入金や借用米の支払いにあてられたか地払いされたのであろう。

このほか、三人の割元の給米が三〇俵、少額ではある

のは、『史料編5』に収載史料No.6として、弘化三年のものは総解説の中で作表して紹介した。そこで収載することができなかった万延元年と慶応三年の郷帳に

が農民への扶持米・用捨米などがあり、六九俵余りが貨幣で納める金納であった。大豆は一一三俵余りであったが、そのうち千脇次郎右衛門への払いが九九俵であった。

慶応三年の一九か村の年貢米総額は、先の万延元年と同じ五八〇八俵一斗余りであった。内訳をみると、津出し米は七郎兵衛へ二二二俵、仁右衛門へ一七九六俵の計四〇一七俵、渡し米は岩名村の源之進へ八五〇俵、石原僖五郎へ三五〇俵、仲田磯五郎へ三〇〇俵、千脇次郎右衛門と知行所佐和村の要三郎へそれぞれ一〇〇俵の計一七〇〇俵あった。このほか割元などへの給米が五六俵余り、また、大豆は一一三俵余りであったが、うち石原僖五郎への払いが六二俵、千脇次郎右衛門への払いが四〇俵余りであった。

旗本戸田氏の下総国知行村の年貢米は、その多くが曾我野村の七郎兵衛と寒川村の仁右衛門によって津出しされていたのである。

八 慶長一〇年中田村の名寄帳

『史料編5』が刊行されたあと、古泉町の仲田勝巳家から慶長一〇年（一六〇五）の中田村の名寄帳五冊が出たので紹介しておきたい。このうち四冊は「慶長十



中田村田畑名寄帳および中田村百姓家別取調帳
慶長10年

古泉散田三」（同㉔）、「小泉散田四」（同㉕）とある。さらにもう一冊は、先の四冊の中から各農民の屋敷のみの反別を抄出した、「慶長十巳年 中田村百姓家別取調帳」（同㉖）である。

この五冊はいずれも写しで、㉖に「明治二巳年正月改之、古泉村分村之節、田畑名寄帳・散田帳ニ而改」とある。さらに、「慶長十乙巳年七月十九日、古泉村分村帳を以、中田村惣百姓家別并屋敷相改扣」と記載されている。このことから、この五冊は明治二年（一八六九）正月に書き写されたこと、原本は慶長一〇年七月一九日に中

巳年 中田村
田畑名寄帳四
冊之内」とい
う共通の表題
をもち、以下、
表題に「しう
じ・稲葉・ふ
きら壺」（仮
に㉗とする）、
「川崎式」（同
㉘）、「上和泉・

慶長10年(1605)中田村農民の反別・持ち高

番号	名	前	反 別(反)	うち屋敷(反)	石 高(石)	筆数	備 考
1	助 右 衛 門		10.010	0.306	7.278	14	川 崎
2	源 左 衛 門		20.426	0.211	14.629	25	
3	善 右 衛 門		14.517	0.323	10.051	18	
4	備 前 郎		16.000	0.600	10.732	13	
5	与 太 郎		15.301	0.218	12.419	15	
6	彦 右 衛 門		14.809	0.228	11.937	23	
7	与 五 右 衛 門		3.927		2.815	8	
8	十 郎 左 衛 門		18.602	0.418	12.074	14	
9	勘 解 由		28.025	0.607	25.439	24	
10	七 郎 右 衛 門		5.505		4.507	11	
11	新 五 郎		5.708		3.480	6	
12	総 右 衛 門		6.706	0.204	5.448	9	
13	甚 四 郎		1.110		0.395	4	
14	北の・治郎右衛門		8.319	0.110	7.341	9	上 和 泉 ・ 古 泉
15	助 右 衛 門		17.416	0.309	10.758	30	
16	十 郎 右 衛 門		8.923	0.322	7.574	14	
17	三 山		23.409	0.210	16.710	39	
18	太 郎 左 衛 門		5.117	0.208	3.456	9	
19	甚 左 衛 門		12.224	0.309	8.814	21	
20	縫 右 衛 門		25.625	0.510	18.743	37	
21	彦 右 衛 門		17.912	0.315	14.604	25	
22	九 郎 左 衛 門		8.025	0.118	5.962	9	
23	兵 庫		24.507	0.619	17.440	26	
24	治 郎 左 衛 門		15.700	0.403	12.787	26	
25	東 光 寺		15.817	0.315	8.473	16	
26	孫 右 衛 門		3.524		1.798	9	
27	七 郎 左 衛 門		6.818	0.212	3.984	12	
28	主 斗		5.614	0.200	3.418	9	
29	八 郎 左 衛 門		7.203	0.124	4.121	12	
30	弥 五 郎		3.222	0.220	2.013	8	
31	四 郎 右 衛 門		6.015		3.833	6	
32	総 六 郎		2.117	0.124	1.163	3	
33	治 郎 兵 衛		4.518		1.944	8	
34	(散 田)		18.724		14.539	17	
35	南の・七郎左衛門		26.427	0.406	20.027	29	
36	しゅじ・新右衛門		25.701	0.126	17.564	25	
37	勘 解 由		17.009	0.200	10.634	18	
38	与 三 右 衛 門		22.718	0.326	15.037	31	
39	いなば・藤右衛門		17.903		16.884	18	
40	しゅじ・治郎左衛門		21.404	0.424	14.007	25	
41	助 四 郎		24.508	0.524	15.972	24	
42	主 斗		27.715	0.306	18.693	26	

番号	名 前	反 別(反)	うち屋敷(反)	石 高(石)	筆数	備 考
43	満 五 郎	17.528	0.217	13.140	16	し う じ ・ 稲 葉 ・ ふ き ら
44	清 左 衛 門	18.624	0.314	13.150	18	
45	本 乗 寺	7.516		4.860	9	
46	新 乗 坊	8.422	0.315	5.608	13	
47	きた・治郎右衛門	14.008	0.228	8.885	17	
48	助 太 郎	21.305	0.409	16.011	27	
49	源 四 郎	24.724	0.414	16.563	24	
50	甚 兵 衛	13.429	0.320	10.876	17	
51	六 郎 左 衛 門	13.411	0.228	9.442	13	
52	与 五 右 衛 門	12.819	0.220	10.043	12	
53	南の・治郎右衛門	26.012	0.318	17.569	27	
54	しゅじ・小七郎	27.425	0.629	18.997	34	
55	中田村・新三郎	14.604	0.322	12.113	15	
56	しゅうじ・十郎右衛門	11.722	0.314	8.639	14	
57	弥 三 郎	4.128	0.214	2.567	3	
58	藤 左 衛 門	4.704	0.218	3.207	12	
59	五 郎 兵 衛	16.222	0.200	11.572	22	
60	新 治 郎	6.406	0.510	5.566	6	
61	いなば・治郎左衛門	15.625	0.606	11.417	20	
62	甚 左 衛 門	6.002	0.200	3.621	9	
63	しゅじ・彦右衛門	11.009	0.118	8.473	14	
64	六 郎 三 郎	4.408	0.126	2.731	5	
65	ふきら・惣左衛門	15.205	0.620	11.227	19	小 泉
66	四 郎 兵 衛	17.228	0.300	13.971	18	
67	ふきら・十郎左衛門	12.302	0.322	10.520	11	
68	ふきら・兵 之 助	12.723	0.301	10.737	16	
69	ふきら・善 太	18.619	0.220	12.747	17	
70	ふきら・白 井	0.706		0.316	5	
71	九 郎 右 衛 門	21.511	1.207	14.368	19	
72	五 郎 左 衛 門	19.026	0.228	12.407	17	
73	助 五 郎	13.517	0.214	9.169	13	
74	太 郎 五 郎	9.605	0.200	5.872	18	
75	八 郎 右 衛 門	9.505	0.112	4.425	12	
76	貝の坊の・治郎右衛門	22.929	0.607	16.209	30	
77	清 三 郎	13.019	0.200	6.941	18	
78	源 左 衛 門	17.019		11.269	15	
79	与 三 左 衛 門	12.028		8.934	15	
80	おの・治郎右衛門	9.122	0.200	5.181	8	
81	源 七 郎	8.307	0.308	5.551	13	
82	彦 治 郎	7.413	0.118	4.945	16	
83	かいの坊・右馬七郎	7.527	0.322	5.075	14	
84	五 郎 右 衛 門	11.816	0.210	6.816	12	
85	四 郎 左 衛 門	12.803	0.112	7.459	14	
計		1159.7	24.6	818.7		

田村から古泉村が分村したときに作成されたことがわかる。しかし、残念ながら原本は残されていない。

五冊の中には、明らかに誤写と思われる箇所や意味不明の記載の部分があるが、それらを整合してまとめたのが別表である。ただし、筆数は田畑だけである。番号の①～⑬の農民は⑮、⑭～⑳の農民・寺・散田は㉑、㉒～㉔の農民・寺は㉕、㉖～㉗の農民は㉘の名寄帳にそれぞれ記載されている。



上和泉 古泉散田 三 慶長10年

これを⑮によって分村過程をみると、①～⑬の一三家は、中田村のうち川崎の農民である。⑭～㉓までのうち、⑭・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕の一家は、「上泉百姓、古泉へ参り候もの」である。残りの⑮・⑰・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕の九家は「上泉百姓家別」である。すな

わち、一家は上泉から古泉村に移り、九家はそのまま上泉に居住していたのである。この場合、上泉とは現在の和泉を指し、独立村とみるか、中田村の字名としてみるかが問題であるが、出典史料の表題に「中田村田畑名寄帳」とあることから、中田村の字名とみるのが妥当ではないかと思われる。このとき、上泉は中田村から分村して、上泉村（和泉村）として独立したのかもしれない。

このうち、⑮の助右衛門の屋敷については、「八郎左衛門屋敷」とあり、更に「四郎右衛門屋敷と取替、助右衛門分ニ入、前より助右衛門分ニ成申候」と記載されている。㉑の八郎左衛門の屋敷は、「四郎右衛門屋敷」とあり、更に「是ハ助右衛門屋敷ニ前より成申候、八郎左衛門屋敷と取替申ニ付、八郎左衛門分ニ入之」と記載されている。次に、㉒の総六郎の屋敷については、「四郎右衛門屋敷」とあり、更に「是は助右衛門屋敷前より成申ニ付て、助右衛門分ニ入申候、但し八郎左衛門と替屋敷ニ成申候」と記載されている。古泉村の分村の過程で、屋敷地の移動が行われたことがわかる。

㉓～㉔は中田村の農民であるが、㉓～㉔までの寺を含めた三〇家は、字しゅじ（集地）・稲葉に、㉕～㉗までの六家は、字ふきら（富貴楽）に、それぞれ居住してい



中田村田畑名寄帳

も記載されていないが、⑤に「小泉名寄・散田帳之百姓家別并屋敷相改扣」とあり、もともと小泉に居住しそのまま古泉村の農民となった家である。

まとめると、中田村から古泉村に分村した農民は、上泉から移った⑭・⑯・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿の一家と、㉟㊰までの一五家の計二六家である。残りが中田村の農民・寺であった。

次に、同じ名前の農民について、紛らわしいので説明しておこう。①・②の助右衛門は中田村の川崎・同村の上泉、②・③の源左衛門は川崎・古泉村、⑥・⑦・⑧の彦右衛門は川崎・古泉村・中田村の集地、⑦・⑧の与五

た。このうち、
⑤の小七郎、
⑤の藤左衛門、
⑥の治郎左衛門の三家は、
二筆の屋敷を所持していた。
㉟㊰までの一五家について①には何

右衛門は川崎・集地か稲葉、⑧・⑨の十郎左衛門は川崎・中田村の富貴楽、⑨・⑩の勘解由は川崎・集地か稲葉、⑭・⑮・⑯・⑰・⑱の治郎右衛門は(北の)古泉村・(きた)集地か稲葉・(南の)集地か稲葉・(貝の坊)古泉村・(おの)古泉村、⑲・⑳の甚左衛門は古泉村・集地か稲葉、㉑・㉒の治郎左衛門は上泉・集地・稲葉、㉓・㉔の七郎左衛門は上泉・(南の)集地か稲葉、㉕・㉖の主斗(計)は上泉・集地か稲葉、以上で、いずれも別人である。

慶長一〇年に中田村は古泉村を分村するが、分村時の中田村には八一家の農民と三か寺が存在した。以下、持ち反別と石高の面から、当時の農民の一端を検討してみたい。

最初に、地目別の反別と分米から、反当りの標準収穫量である石盛(こくもり)を算出してみよう。それによると上田が一四(一石四斗)、中田が一〇、下田が六ツ、上畑が八ツ、中畑が五ツ、下畑が三ツ、屋敷が一〇である。

持ち反別の最高は⑨の勘解由で、二町八反二五歩・二五石四斗三升九合を所持し、約半分の一町四反六畝一六歩が生産性の割合高い中田であった。以下、二町以上の高持ち農民は、㉟の主斗(計)・㉟の小七郎・㉟の七郎

左衛門・③の治郎右衛門・②の縫右衛門・③⑥の新右衛門・
④⑨の源四郎・④①の助四郎・②③の兵庫・①⑦の三山・⑦⑥の治
郎右衛門・③⑧の与三右衛門・⑦①の九郎右衛門・④⑩の治郎
左衛門・④⑧の助太郎・②の源左衛門、合わせて一七家であ
った。一町五反と二町未満層は一八家、一町と一町五
反未満層は一八人、五反と一町未満層は二一家、五反未
満層は一〇家の割合であった。

土地反別の階層構成からみると、五反未満の零細農民
がもっとも少なく、また、二町以上層にしても際立った
高持ち農民の存在はなく、階層的には安定した状態であ
るといえる。屋敷を二筆所持していた農民が三家いた
が、反面無屋敷人が一二家存在した。このうち、一町七
反余りの藤右衛門③⑨と源左衛門⑦⑧、それに一町二反余り
の与三左衛門⑦⑨の三家は、反別からみて屋敷持ち農民の
範囲に入るが、なぜ無屋敷農民であるのか、その理由に
ついては明らかでない。

(千葉市史編纂委員会編集員)

泉・誉田地域の行政区画 (一)

明治三二年四月一日の市町村制施行時に、旗本
戸田氏知行地であった野呂、和泉、川井、佐和、
五十土、高根、多部田、北谷津の八か村は、中野
村を加えて白井村を編成し、同じく、上泉、下泉、
古泉、富田、中田の五か村は大井戸村外三か村と
合併して更科村を編成しました。また、高田村は
野田村外四か村へ合併して誉田村になりました。
誉田村は昭和三〇年二月一日に千葉市へ合併し
ました。白井村と更科村は同年三月三十一日に合併
して泉町となり、泉町は昭和三八年四月一〇日に
千葉市へ合併しました。

江戸時代の支配領域が明治前期の行政区画に影
響しているこの地域の明治三二年以前の行政区画
については、次号で表示することにします。(K)

史料所在調査報告

― 旗本戸田氏知行村 (一) ―

立野 晃

はじめに

昭和六十二年三月に刊行された『千葉市史 史料編5 近世』では、従来語られることが少なかった旗本戸田氏知行所の村々の歴史に関わる重要な史料が多数掲載された。これらの史料は、以前に、故和田茂右衛門市史編纂委員・千葉県史編纂さん室・房総史研究会等の手によって調査が行われていたものもあるが、大半は、昭和五十七年以降千葉市史編纂委員会による所在調査から整理までの作業の集積結果によって、その存在が確認されたものである。ほぼ五年間にわたる悉皆的な踏査によって、この地域に残存した近世文書の大部分が目録化されたと思われる。

ところで、調査の過程で、編纂委員会では、史料所蔵者や古老の方々から多くの貴重な聞き書きを得ている。また、文書を整理した結果初めて知り得た事実も少なくない。それらは、本来、『史料編』と同じ紙面で紹介すべ

きものであるが、諸事情によって公にされていない。これらの調査のお手伝いをさせていただいた私に課せられたのは、それら膨大なデータのうち、『史料編』と一体であるべきものを、できるかぎり正確に記述することにある。調査によって得られた伝承・新事実は、史料を持ち伝えた家毎に記載することがふさわしいと考えられるので、次の凡例により、旗本戸田氏知行所一四か村の史料所蔵家紹介という形で、以下書き記してみる。

【凡例】

- A 住所
- B 屋号
- C 発見、整理の年月
- D 史料の点数（近世・近代）
- E 史料の保存状況
- F 史料の内容上の特徴
- G 家に関する伝承、史料より明らかになったこと

（※は千葉市立郷土博物館に寄託）

一 川井村

(1) 概況

川井村は、当初六・七軒で開発されたが、次第に戸数が増加し、十九軒前後で安定していたといわれる。現在、地区内は、郷・新田口・並木敷地・萱原・川向の五つに区分されており、このうち、郷に古くからの家が多いと言われている。天保八年（一八三七）の百姓一揆の際には、川井村が重要な舞台となっているが、このうち、その二年前に戸田氏によって設けられた勘農役所（陣屋）は、故石原憲男磨氏旧宅の旧東金街道をはさんだ反対側の畑地にあったと言われている。また、一揆が参集した明神山は川井集落の東北、谷津と旧東金街道をへだてた小高い丘（字柏葉のあたり）と言われているが、地元では字柏葉に



川井町 石原氏旧宅長屋門

ウメジンサマという小祠があり、昭和にはいってから鎮守第六天神社に合祀されたと伝えられている。川井村関係の古文書は、石原憲男磨家一軒のみから確認されているが、質・量とも一級である。この他、明治以降の文書の内容とする町有文書が存在し、郷箱に入れて町内会が持ち回りで保管している。

(2) 石原憲男磨家（現当主石原喜典氏）※

A 朝日ヶ丘町三二〇四―三八（元川井町二三八）

B シンデン（新田）

C 昭和六〇年十一月、中村病院院長中村民男氏の仲介によって発見、同年〽六二年整理。

D 二〇二五点（近世―川井村：四一三、五十土村：二六六、佐和村：二、北谷津村：三、高田村：三、下泉村：二、近代―一三三六）

E 同家旧宅に現存する長屋門で近世分は木箱に入れ二階に、近代分は一階に収納されてきた。

F 川井村関係の各種の史料が豊富に伝存しているが、特に、二一九年に及ぶ年貢割付・皆済目録は出色。割付は、市内最古の元和六年から明治四年までほぼ空白なく残存していて、幕領・佐倉藩領・戸田氏知行の各期の年貢高の変遷が詳細に知り得る。また、

その他の史料は大半が貞享〜慶応のものであるが、天正検地帳は重要である。同様に、五十土村関係も年貢関係が圧倒的多数を占めている。史料がほとんど残存していない佐和・北谷津・高田・下泉の各村関係の文書の存在は貴重。但し、割元役関係の史料はほとんど見られない。

G 石原家は、周辺の地域の村民から「川井の旦那」あるいは「奉行」などと呼ばれ、宝暦以降明治までほとんどの期間川井村の名主を歴任している。五郎七（宝暦〜享和、天保）、僖五郎（弘化〜安政）、喜惣次（安政〜明治）はいずれも同家の先祖。このうち、二代目五郎七以降の三人は、割元役を勤めている。同家の母屋は、間口十間、奥行五間の豪壮な民家で、明治天皇の行幸の際の御小休所にも使われた。明治一五年五月二日の事である。

二 五十土村

(1) 概況

五十土村は、近世を通じて戸数十軒弱程度の小村であった。明治四二年（一九〇九）現在では、ムカヒ・シンデン・ハツレ・オモテ・ダイ・ニイエ・マヘ・シンタク・

トナリ・ヤマダの一〇軒が存在していた。

小さな村ではあったが、残存している史料は良質かつ多数である。加藤市麿家・穴倉憲家に加えて前述の石原憲男麿家を含めて、一五二〇点が確認されている。

諸史料によると、一村立することが困難であったためか、文化年間以降隣村川井村の名主が兼帯となっていた。そのため、それ以前の文書は一括されて川井村の名主宅で預かることとなり、以降の文書も川井村で作成され、保管されることとなったのであろう。石原憲男麿家文書中の五十土村分は、こうして形成されたと考えられる。

(2) 加藤市麿家



五十土町 穴倉 憲家、加藤市麿家

- A 五十土町二〇〇
- B ムカイ（向）
- C 昭和五九年発見、同年〜六〇年整理。
- D 一一八〇点（近世一六九、近代一一一）
- E 土蔵で保管。
- F 大正年間に、同家の加藤市郎によつ

て集綴された「雷郷記録集」全六巻は出色。当時残存していた史料を筆写もしくは合綴したもので、現在では、確認できない文書がかなり見られる。石原憲男麿家中に見られるものもあり、編集者が同家から借用したものと見られる。内容は寛永以降各期に及んでいる。

G 世襲名は市郎左衛門で、元禄・享保年間に名主を勤めている。

(3) 穴倉憲家※

A 五十土町二〇二

B オモテ(表)

C 昭和六〇年九月発見、整理。

D 七四点(近世一四九、近代一二五)

F 元禄・明治。点数的にはさほど多くはないが、田畑の名寄帳・年貢割付など基本的なものが少なくなく、近世五十土村を把握する上で重要。

G 世襲名は庄左衛門。安永・天明期に名主を勤めた。

三 高根村

(1) 概況

高根村も、開発当初は六・七軒程度の家数であったと伝承されている。五十嵐潤司家を除く全戸が金親町金光

院(真言宗)の檀家であり、このうち、ゴウウチとオモテが直檀家とされている。

当村は、昔から火事が多く、多部田村からの飛び火による火災が伝承されている。そのため、史料の伝存は少ない。六八点の文書が確認されているが、基本的内容のものはほとんど残っていない。なお、文化年間に名主として名前のみえる岩次郎が出た湯浅正夫家(オモテ)は、文書こそ伝わっていないが、御茶屋御殿で使用したと言われる茶釜を所持している。

(2) 浅川浩家文書(現在千葉県総合教育センター教育史研究室で保管)

B ミヤシタのミセ

C 昭和五七年教育センターにて整理。

D 五七点(近世一五六、近代一一)

F 証文類が多いが寛永度・享保度の大広野論一件や天保八年の百姓一揆関係の貴重な史料が散見する。

(3) 五十嵐潤司家

A 市場町二一五

B ヤマゴ(八五)

C 昭和六一年五月発見、整理。

D 一一点(すべて近世)

F 同家の系譜など私的なものと元禄以前の高根村の領主であった旗本戸田氏（元禄以降の戸田氏とは別氏）関係のものが中心。

G 高根村には、史料の残存が多くはないため、近世の村役人の変遷の様相ははっきりとはわかっていないが、同家は、重助の名で、天明〳寛政、天保、嘉永年間などに高根村の名主を勤めたことが確認されている。また、寛政〳天保にかけては、割元役をも勤めている。

同家には、その出自について以下の伝承がある。「当家の祖先は武士であったと言われ、関ヶ原の戦いで手傷を負って当地に來たと伝えられている。」高根村共同墓地に残る寛永一七年（一六四〇）造立の五輪塔には、「生国三河住人于総州來而為當所之令尹今也及稀古逝去畢 五十嵐勘右衛門尉直定」との銘文がある。



高根町
五十嵐家五輪塔

五十嵐家は、由緒は不明であるが、大巖寺と深い関係があった。住職入院の節には、必ず当家へ挨拶に來たと言われており、寺の行事の際には、住職の次の次の席に当家の主人が座ったと伝えられている。

『史料編5』に写真が掲載されている船板観音には、次のような伝承がある。「昔、千田村（現在の長生郡長南町）の加藤茂右衛門家から当家に嫁が來たが、その時加藤家所藏の観音像を持參した。この仏像は、嵐の翌日太東岬に流れ着いていたもので、後、千田村の称念寺に齒吹如来とともに祀られていた。」

称念寺では、回向院で相撲があった時に、両方の仏像を貸したという。後、加藤家蔵となった。」

四 佐和村

(1) 概況

現在の佐和町内からは、近世の同村関係の史料は発見されていない。佐和村の名主は、万吉（安永）、



佐和町 穴倉 湊家

半平（天明～寛政）、勝太郎（天保）、金四郎（嘉永）などの名が確認できるが、それらはいずれも、現在の穴倉湊家（屋号「半平」）の祖先と考えられる。同家は、明治年間に火災にあっているため、それまで伝存していた近世の文書が消失したのであろう。なお、穴倉家は、もと水戸藩士と言われ、文政期に割元を勤めた穴倉八之助も、同家の祖先と推定されている。近代文書は多数母屋・土蔵内に保存されてきており、現在整理中である。

五 多部田村

(1) 概況

多部田村も火災が多かった村で、文書の残存は決して多い方とは言えない。史料が確認された森谷源一家・森谷信太郎家は、ともに落井集落である。なお、近代以降の文書の内容とする町有文書が町内会長の持ち回りとなっている。

(2) 森谷源一家

A 多部田町三六一

B ゲンペイ（源兵衛）

C 房総史研究会整理済。昭和六〇年一月、市史編纂委員会にて再整理。

D 一二〇点（近世～六二、近代～五八）

E 仏壇の下に桐の箱に入れて保存。

F 寛文四年（一六六四）の田・畑の水帳写があるが、大半は、享保～慶応年間のもので、基礎的な史料が何点か見られる。近代は私文書がほとんどである。

G 明和～寛政期に名主を勤めている。

(3) 森谷信太郎家※

A 多部田町三八五

B トモエモン（友右衛門）

C 昭和五八年発見、整理。

D 一六五点（近世～二九、近代～一三八）

E 土蔵内に保存されていた。

F 寛政年間以降の田畑証文。近代は地租関係他。

六 北谷津村

(1) 概況

村内は、郷べた・三門べた・入やつべたの三集落に分かれる。やはり明治年間に火災があったため、文書はほとんど残っていない。高橋実家に六点と、石原憲男磨家に関係のものが三点存するのみである。

北谷津村の墓地は、現在の大草町地籍にある。墓は何

段かに分かれ、最上段は「ツバキラントー」と呼ばれている。

(2) 土屋多喜夫家

A 北谷津町六五

B イケノハタ（池の端）、マサエモン（政右衛門）

G 他家の史料に見える範囲では、代々北谷津村戸田氏知行分の名主。政右衛門が多いが喜右衛門の名（天明年間）も見える。喜右衛門は割元役も勤めている。火災のため文書はすべて失われたが、本誌三七〇四頁に掲載された「四季耕作図屏風」のみは、その折唯一持ち出すことができたものであるという。現戸主多喜夫氏の祖父周五郎は、白井村の村長を勤めた。なお、石原憲男磨家文書によると、文政頃の政右衛門は、富士講の先達を勤めているらしい。

(3) 高橋実家

A 北谷津町七八

B ロクエモン（六右衛門）

C 昭和六〇年一〇月発見、整理。

D 六点（すべて近世）

F 嘉永年間の北谷津村の村方騒動関係。相給村落における村政運営の様相を知り得る。

G 北谷津村のうち佐倉藩堀田氏領分の名主。

七 高田村

(1) 概況

高田村は領域の広い村で、下新田・本郷・中新田（中芝）・万花台まんがだいの各「ニューチ」に分れており、本郷は更に北場（キタバ）・南場（ミナンバ）に、万花台は上・下に区分されている。現在、ニューチ毎に公民館がある。高田全体で会合する時は、青年館（元菅田小学校高田分校）を使用する。

明治の末頃の五月に大きな火災があり、そのため、文書の伝存、特に近世のものについては、非常に少ない。但し、明治以降については、高田町有文書（千葉市立郷土博物館寄託、整理中）が大量に残存しており、高田区



高田町有文書が収納されている郷箱

の村政の他、誉田村行政を把握する好史料である。

(2) 旧高橋久男家文書（千葉市立郷土博物館蔵）

A 高田町三二九

B ゴロベエ（五郎兵衛）

C 昭和六〇年九月発見、整理。

D 六七点（すべて近世）

E 立て替える前の母屋の襖の下張りに使用していた文書類をはがして、風呂敷に包んで保存。すべて、横冊の断簡で、破損が大きく完全に復元できたものはない。但し、御用留類が大半で戸田氏の知行所支配の一端をうかがえるものがある。

(3) 栗原英男家

A 高田町一九三五

C 昭和六二年三月発見、整理。

D 七点（すべて近代）

F 明治末年の土地関係、大山講関係。

八 野呂村

(1) 概況

野呂村では、既調査八軒中の内、三軒から合わせて六七八点の史料が確認されている。戦前までは、木箱に入

った区有文書が存在していたらしいが、現在所在が不明である。野呂村には、陣屋が存在したと伝えられており、布施唯夫家の裏山の畑地が陣屋跡と伝承されている。

(2) 石井宋司家

A 野呂町一四八（上郷）
かみごう

B キエンドン（金右衛門）

C 昭和三〇年代に故和田茂右衛門氏によって一部が整理。『泉地区の文化財』に数点が収録。後、房総史研究会が一部整理。昭和五九年市史編纂委員会によって再整理された。

D 三五〇点（近世一八〇、近代一七〇）

E 土蔵の中のタンスに入れて保存されていた。

F 慶安〜慶応。大部分は

旗本戸田氏治世下だが、

佐倉藩領時代の歴史を知

り得る史料もある。村政

・村況・戸口等内容が豊

富。

G 平将門の末裔と伝承し

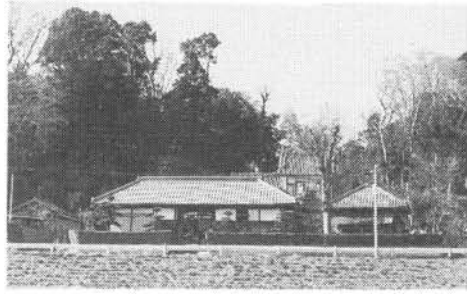
ている。当家では、先祖

が戦乱のため門松を立て



野呂町 石井宋司家 昭和48年撮影

る余裕がなかったことを忍んで、正月の門松は立てず、盛り砂で代用している。金右衛門が世襲名で、安政、慶応年間にかけて名主役を勤めている。



野呂町 布施唯夫家

(3) 布施唯夫家※(一部)

A 野呂町四一四(下田^{しもだ})

B シチゼンドン(七左衛門)

C 昭和五九年発見、整理。

D 三二一点(近世一六、

近代一三一五)

E 母屋内に柳行李に入れて保存されていた。

F 大半は近代以降の史料。近世は、寛政、慶応のもので、年貢・金融関係。

G 布施孫兵衛家よりの分家。寛政前半期、嘉永年間の二度にわたって名主役を勤めている。

(4) 妙興寺

A 野呂町七三八

C 昭和六〇年五月、布施唯夫氏の仲介により調査。

D 七点(すべて近世)

F 斎藤胤次、野呂のはか山の寄進状(天正三年)他。

九 和泉村

(1) 概況

東金街道の継ぎ場であったこの村は、古くは、古泉村と一村であったと伝承されており、街道に沿って北側から、新田・郷・木の間の三つの集落に分れている。このうち木の間の集落の家々は、もと鎮守熊野神社の下にあったとも言われている。当村は、小祠が多いところであるが、このうち、エンドーヤマにある塚には、和泉村が困窮した時にそこを掘るようにとの言い伝えがある。

酒井巖家(南)・太田武夫家(善左衛門)・岡本武雄家(台)・太田稔家(北の隠居)・川島忠夫家(内出)・西郡秀夫家(酒屋)・武津岡厚家(下)・酒井茂穂家(イヤマ)・深山豊吉家(タテゴヤ)の九家を九人衆と呼んでおり、檀那寺の東光寺にウチハカがある。

十八軒の調査宅中、四軒の家で史料の存在が確認されている。近世史料の点数が一二三二点に及び、この地域では、群を抜いて多数である。年代的には、ほとんどが戸田氏知行以降のものである。内容的にも、村政・支配など基本的な史料が少なくなく、特に、交通関係の史料が比較的豊富に残存している。なお、和泉やすらぎの家

には、郷箱に入った区有文書が残存している。内容は、近代以降のもので未整理である。



和泉町 酒井 巖家

(2) 酒井巖家※

A 和泉町八八(郷)

B ミナミ(南)

C 昭和五九年発見、六

〇年整理

D 一二〇点(近世―

一六、近代―四)

E 母屋内で木箱に入れて保存されていた。

F 元禄―安政期。証文

類も多いが、年貢・争論・農民生活・交通等各種の重要な史料が各年次にわたって残っている。

G 世襲名を吉右衛門といい、元禄―享保、宝暦―天明年間に長期に渡り名主を勤めた。また、代々問屋役をも兼ねていた。現在も、東金街道中で有数の長屋門が道行く人の目を引く。

(3) 太田武夫家※

A 和泉町六〇〇(新田)

B ゼンザエモン(善左衛門)、オモテ(表)



和泉町 太田武夫家土蔵

C 昭和六一年三月

発見・整理。

D 九七一点

(近世―九二三、

近代―四八)

E 土蔵の二階に大小二つの柳行李に入れて保存されていた。

F 近世の点数は地区最多。年代は、元禄―慶応であるが、特に、中核をなすのが天保一五―嘉永六年(一八四四―五三)にかけての「中野村荷継一件」関係の史料で、願書や訴状類・出府日記・書簡等が豊富に伝存している。交通史研究にとって重要。

G 「モトナユシ」とも呼ばれている。史料によると、善左衛門は、天保一二―安政六年(一八四一―一八五九)にかけて「中野村荷継一件」の真只中に名主を勤めている。嘉永二年(一八四九)三月一二日には、時の老中阿部伊勢守へ駕籠訴をしている。

(4) 山崎信友家

A 野呂町七五一

B タナ

C 第一次分―昭和五七年六月発見、整理。

第二次分― 六〇年一〇月発見、整理。

D 一一一点(近世―九三、近代―一八)

F 享保―嘉永。和泉村の村況関係の良質の史料。

G 寛政年間の前半に名主を勤めた吉郎兵衛は、当家の先祖である。

(5) 川島貞夫家

A 和泉町九四(郷)

B カズサヤ(上総屋)

C 昭和五九年確認。

D 一点(近代―一)

G 上総方面から当地に來住したと言われている。文化年間、文政後半―天保前半、文久―明治の各期に和泉村の名主として名がみえる小七は、当家の先祖。

最後の小七は、「中野村荷継一件」の時に名主善左衛門を補佐した組頭小七と同一人物と思われ、善左衛門家から当家に婿に入ったと伝えられている。明治六年(一八七三)八月九日死去。当家は、また、代々宿屋を営んでおり、明治の後半まで経営していた。東金街道の向側には、二階建の荷宿もあった。

一〇 中田村

(1) 概況

中田村は、近世には、実質的に狭い範囲での中田村・宮田郷(共に現在の中田町)・川崎郷(現在の更科町)に分れて村政が機能していた。このうち、中田村は更に、イナバ・シュージ・ヤベタの三ブラクに区分される。ヤベタは、イナバやシュージの分家筋の家であるという。以前は三つのブラク毎にオビシャを行っていたが、現在は合同して青年館で催している。中田村のオビシャは、実際に弓矢を使用していたと傳承されている。

昔、中田村の各家は駄賃付をしていた。そのため、どの家でも農耕馬と荷馬を1頭ずつ合計2頭は飼っていたものだという。

真光寺の墓地をウチラントーといい、中田村のほか古泉村の人の墓地もある。なお、真光寺以外に、寛文年中までは長光寺(現在、山武郡山武町埴谷)が現在の中田町四二五の地にあったという。殿様の領地替えて移転したと伝えられている。

中田村の史料は近世のものこそ少ないが、近・現代関係が豊富に残っている。

(2) 鳥海和家

A 中田町八五九

C 昭和三五年頃千葉県史編さん室で一部整理。同五七年市史編纂委員会で再整理。

D 一〇五点（近世―四二、近代―六三）

F 江戸時代後半から明治初年にかけての中田村村政・村況などを知るのに適したものである。

G 当家は、当初宮田郷の鳥海正夫家の隣にあったが、後、シュージに移った（現在の中田町四〇三）。なお、シュージの元屋敷の隣（現在の中田町四〇二）に戸長役場があった。世襲名は文蔵。

(3) 鳥海正夫家

A 中田町九五七

B オキ（沖）、シンベードン（新兵衛）

C 昭和五九年一月発見、整理。

D 五点（すべて近世）

G 宮田郷の名主を代々勤めたと伝えている。

(4) 安井俊夫家

A 中田町五五一（イナバ）

B カミノウチ（上のうち）

G 文書は残っていないが、寛文―明和にかけての曼

陀羅が五点残存している。玄蕃（元禄）、吉右衛門（明和）の名で名主を勤めている。宝暦年間には、割元も勤めた。当家の屋敷地には、寺子屋があった。

(5) 仲田弘家

A 更科町一八九八

C 昭和五八年九月発見、整理。

D 五三六点（すべて近代）

F 明治中期―昭和初年の区長保有文書。

(6) 中田町有文書

A 青年館及び町内会長持ち回り

C 昭和五九年八月発見、同年―六〇年整理。

D 一一〇九（すべて近・現代。青年館保管分―八八八、持ち回り分―二二一）

E 青年館分は柳行李に入れて保存。持ち回り分は、プラスチックの郷箱2点に入れて保存。

F 明治中期から現在に至る区及び町会作成文書等が数多く残されている。近代における村の構造の変化を理解するのに好適である。（以下次号に続く）

（鎌ヶ谷市郷土資料館員）

旗本戸田氏知行村において確認された

絵画作品について

浅野 秀 剛

千葉市史編纂事業では昭和五十七年度より旗本戸田氏知行村の史料調査を実施している。その過程で近世より伝来する美術品もいくつか確認された。そのなかの絵画作品について、特に重要と思われるものを紹介する。

一、古泉町 仲田勝巳氏所蔵品

(1) 加藤文麗 富士図

絹本墨画 一幅 41・5×51・3 cm

落款 藤文麗戲畫

印章 便印（朱文方印）

江戸時代中期

（左上の画賛）

生國駿河者

本國近江湖

三國一山外 出

廓出店春 蜀山人書



加藤文麗 富士図

加藤文麗は江戸時代中期の幕臣にして画家。宝永三年（二七〇六）伊予国大洲藩主加藤泰恒の六男に生まれ、大叔父加藤泰茂の養子となり、その遺跡を継ぐ。知行二千石。名は泰都、通称織之助・左兵衛、予齋と号す。寛延三年（一七五〇）年十二月従五位下伊予守に叙せらる。宝暦六年（一七五六）九月致仕、天明二年（一七八二）三月七日没す。七十七歳。狩野周信（木挽町狩野家三代目）に絵を学び、本格的な画技を示した。谷文晁の最初

の師として著名。作

品としては「竜虎図」

（建仁寺開山堂方丈襖）、

「墨画雑画卷」（東京国立

博物館蔵）、「松鷹図」

（紙本墨画 仙台市博物

館蔵）、「瀟湘八景図卷」

（紙本淡彩 東京・洛松

寺蔵)、「双鶏図」(紙本淡彩 静岡県立美術館蔵)などが知られる。墨画・淡彩画が多く、細密濃彩画は少ない。

本図の賛は、江戸後期を代表する文人、大田南畝(蜀山人は彼の号)が書いたもの。絵よりかなり後に付けられた、いわゆる後賛で、文化(一八〇四―一八)頃のもの。富士の春景をよんだ五言絶句である。

(2) 谷文晁 琴棋書画図

絹本墨画淡彩 一幅 117・0×51・0 cm

落款 文晁筆

印章 畫學齋(朱文瓢簞形印)

天保(一八三〇―四四)前・中期頃

(3) 谷文晁 岩上の鷺図

紙本墨画 一幅 120・5×55・4 cm

落款 七十七叟文晁寫

印章 文晁(朱文瓢簞形印)

天保十年(一八三九)

(4) 谷文晁 山水図

絹本墨画淡彩 一幅 94・4×43・0 cm

落款 己亥五月寫文晁

印章 蛭叟(白文方印)

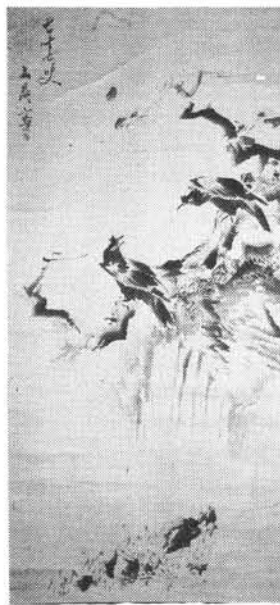
天保十年(一八三九)五月

谷文晁は江戸南画の中心人物として高名。宝暦十三年

(一七六三)生まれ、天保十一年没。七十八歳。伝記は



谷文晁 山水図



谷文晁 岩上の鷺図



谷文晁 琴棋書画図

省略する。

「山水図」と「岩上の鷺図」は、年記により没する前年、七十七歳の作品と判明する。「琴棋書画図」も、画風や落款より同じく最晩年の作と考えられる。因みに天保十年は、文晁の喜寿の宴が両国の万八楼で盛大に行われた年である。

鷺図が、中国北宗画を念頭においた、峻厳な斧劈皴を駆使した作品であるのに対し、山水図は南宗画風の軟かいタッチの作品と対照的であるが、両者共に文晁の追いつめたものであり、老齢にも劣えぬ画技を窺い知ることができる。特に鷺図は、最晩年の北宗画風花鳥図の代表的作例といえるであろう。

琴棋書画図は、文晁の道釈人物図の典型例。少しく様式固定化の兆しはみえるものの、巧みな配置、自在な表情、こなれた筆致からは文晁の画技の豊かさが伝わってくる。



高久靄厓 松竹梅に菊図

(5) 高久靄厓 松竹梅に菊図

絹本着色 一幅 122・5×45・5 cm

落款 甲午秋九月望爲

鳳溪君之屬 高久徴

印章 高久徴印(白文方印)

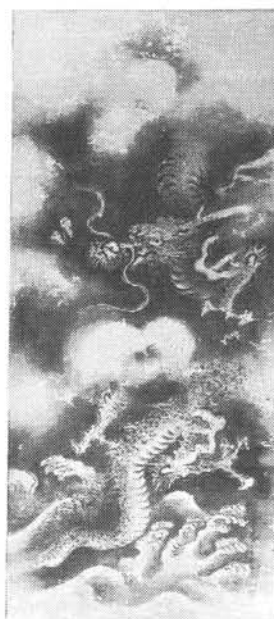
天保五年(一八三四)

高久靄厓は江戸時代後期の南画家。寛政八年(一七九六)生まれ、天保十四年(一八四三)没。四十八歳。名は徴、靄厓は号である。下野国那須郡に生まれ、幼時に絵を石耕山人に学び、池大雅の画風に私淑する。壮年江戸に出て谷文晁の門人となるが、文晁の諸流折衷にあきたらず、明清の諸家の作品を捜す目的もあって奥州・関東甲信越を遊歴した。

本作品は、その諸国を巡った頃の作品と考えられ、天保五年、靄厓三十九歳の時のものである。この絵を依頼した「鳳溪」については未詳である。靄厓は山水及び四君子を好んで描いており、本図のテーマも靄厓にとって描き慣れたものであったと考えられる。

靄厓はこの後上京して研鑽を重ね、帰東後は関東南画の重鎮として活躍した。立原杏所・菅井梅閑・渡辺華山・椿椿山らと交友があり、門人も多い。

(6) 狩野洞学 龍図



狩野洞学 龍図

紙本墨画淡彩 一幅 127・0×54・5 cm

落款 狩野洞學圖之

印章 幸信（白文方印）

狩野氏（朱文方印）

江戸時代中期

狩野洞学幸信は洞晴幸信の後をついだ江戸時代中期の画家。生没年は未詳であるが、洞晴は表絵師の筆頭駿河台狩野家の祖・狩野洞雲益信の門人で、元禄八年（一六九五）に没しているから、元禄から享保（一六八八—一七三六）頃に活躍した絵師と推定される。

筆力雄勁にして、江戸期の龍図の典型例といえるであ

ろう。

(7) 張天然 池汀秋景図

絹本着色 一幅 53・5×83・0 cm

落款 虚白堂蒼

厓張天然畫

印章 □□（落款

の右肩、朱

文方印二顆

未読）

天然氏

（右下、白文

方印）

江戸時代後期頃か

濃密にして粘質な花鳥描写は、沈南蘋の影響を感じさせる。南蘋は享保十六年（一七三一）長崎に来航、約二年間滞在し、その後の日本画壇に強い影響を及ぼした中国の画家。張天然については遺憾ながら詳細を明らかにし得ないが、肥瘦濃淡をさまざまに変えた輪郭線を駆使し、ていねいな彩色を施し、沈鬱ともいえるほど重厚な印象を持つことから、南蘋風の花鳥画を学んだ絵師かと思われる。

(8) 田崎草雲 寒光雪峰図



張天然 池汀秋景図

紙本墨画 一幅 170×94 cm

落款 寒光雪峰

梅溪□（畫か？）

印章 梅溪（白文方印） 霽齋（白文方印）

生來不氣搓（左下、白文方印）

嘉永・安政（一八四八—六〇）頃

田崎草雲は幕末から明治の南画家。文化十二年（一八一五）生まれ、明治三十一年（一八九八）没。八十四歳。名は芸、草雲は字にして号。下野国足利藩士であるが、絵を加藤梅翁に学んで梅溪と号す。また谷文晁・春木南溟にも学ぶ。文久（一八六一—六四）以降は勤王家としても活躍、維新後は明治画壇に重きをなし明治二十三年に帝室技芸員に選ばれた。

本図は、雪峰に囲まれた厳寒の山中を奔放な筆致で描



田崎草雲 寒光雪峰図

き上げたもので、草雲壮年時の傑作と推賞し得る。淡墨で大体の構造線を布置したあと、中濃墨・濃墨と、無造作にもみえる自在な短線・点描を重ねながら、全体として極めて明快な山水を構築し、覇氣すら感じさせる一幅である。師の梅翁・文晁・南溟ら江戸南画派というよりは、浦上玉堂の画趣に近い。ただ、玉堂独特の過敏なまでの内的抒情性にかわって、ほとぼしるような熱氣が全幅にみなぎっている。

二、北谷津町 土屋多喜夫氏所蔵品

絵師未詳 四季耕作図屏風

紙本墨画淡彩 六曲一双押絵貼屏風

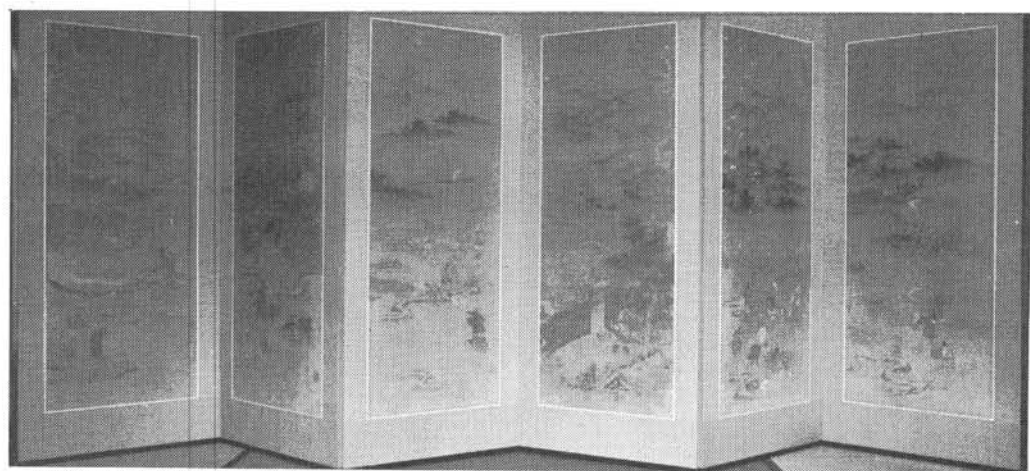
各扇 126・6×47・8 cm

無款

印章（朱文壺形印、未読。各扇全部に同一印あり。）

江戸時代中期

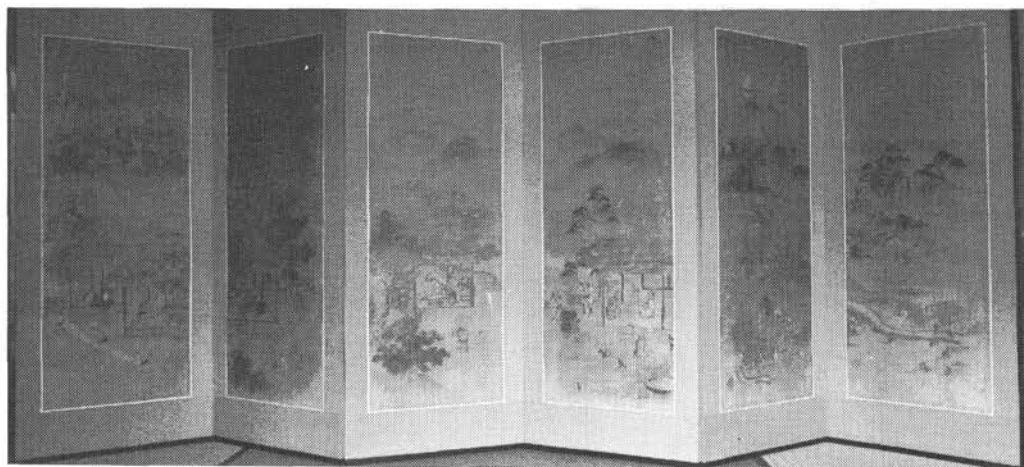
田植・稲刈など、稲作の次第を絵画化した四季耕作図である。四季耕作図は中国絵画の伝統的画題であり、安土桃山時代の狩野派による諸作品が有名である。従って中国風俗で描かれるのが本来の姿であるが、江戸時代前



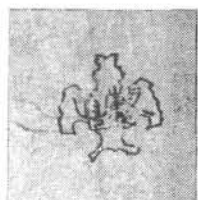
四季耕作図屏風 右隻

期に久隅守景くすみもりかげらによって日本風俗の四季耕作図が作られるようになる。守景の四季耕作図は、左から右に春から秋へと展開する形をとっているが、狩野派の諸作品をみると、右から左へ展開するのが一般的構成であったらしい。江戸時代中期の四季耕作図としては、狩野春笑しゅんしょう亮信しょうけい（一六四八—一七一五）筆「春秋耕作図屏風」（六曲一双）が知られている。本図は、各図独立した押絵貼屏風となっており、類例のほとんど知られていない珍しいものである。ただ、江戸中・後期の四季耕作図はほとんど研究されていないので、今後類品が出現する可能性は大きい。

本屏風は、昭和六十年に表具が本格的に直されて現在に至っている。改装時の写真と対照してみると、順序等基本的なものは、昭和六十年当時と同一である。しかしながら、現状が当初の形態であるとは思われない。やはり、屏風の右端から左端へ（あるいは左端から右端へ）稲作の順序にしたがって展開するのが当初の形であったと思われる。現状をみるに右隻うせきの第四扇せんが田植図、第五扇が稲刈、第六扇が鳥おどしとなっているなど錯誤さくごが著しい。原形が押絵貼でなく左右連続した画面であった可能性については、各図連続する要素がなく、四周が大幅



四季耕作図屏風 左隻



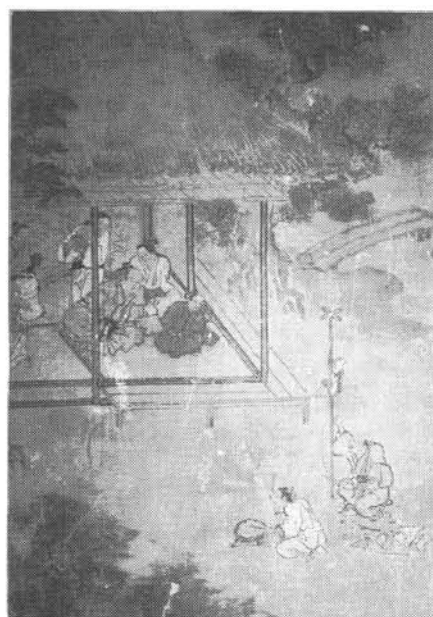
◀印章

現 状		復 元 形	
右隻第一扇	田おこし・種時 ^ま き	新春の機織	
右隻第二扇	田 楽	田おこし・種時 ^ま き	
右隻第三扇	苗運び	苗運び	
右隻第四扇	田植え	田楽(あるいは)田植え	
右隻第五扇	稲刈	田植え(あるいは)田楽	
右隻第六扇	鳥おどし	鳥おどし	
左隻第一扇	稲運び	稲刈	

に切除されているとも考えられないので、やはり押絵貼屏風が原形と考えてよいであろう。

全十二扇をバラバラにして再構成してみると、第一図は、遠くに白梅が咲き前景に機織を描いた新春の図、最終図は、豊作を祝う猿曳図と考定される。前者は右に印を捺して左方へ続く構図をとり、後者は左に印を捺して右方へ続く構図をとっている。従って新春の機織図が右隻第一扇、猿曳図が左隻第六扇となり、右から左へ展開する屏風であったと考えられる。守景や春笑の作品、また、幕末頃の狩野派の作と比定される「四季耕作図屏風」(東京・安河内氏蔵)などを参考に復元してみると次のようになる。

左隻第二扇	唐棹 からざお による脱穀	稲運び
左隻第三扇	舂摺 もみす り	唐棹による脱穀
左隻第四扇	俵 はつめ つめ	舂摺
左隻第五扇	豊作猿曳	俵 はつめ つめ
左隻第六扇	新春の機織	豊作猿曳



左隻第5扇 豊作猿曳

尚、各扇の錯誤の時期についてはよくわからない。

前述したとおり、四季耕作図は漢画の画題であり、狩野派によって描かれることが多かったと思われる。この図も、基本的に狩野派の四季耕作図の様式を踏襲し、筆法も狩野派を基本にしていることがみてとれる。古様を留とどめているというものの近世前期の類例の知られていない押絵貼という形式であること、猿曳図の女性の髪形

に完成された島田鬚がみえることなどを考慮し、江戸時代中期頃かと推定される。

各図に捺されている壺形印は、鮮明に残るものもあるが判読できない。狩野派の奥絵師・表絵師とは考えにくいが、画格は高く、江戸時代中期の四季耕作図としては水準以上の出来映えを示し、風俗事象にもこなれた筆使いをみせることから、狩野派の基礎を修めた秀れた町絵師の作品と考えられる。

三、野呂町 妙興寺所蔵品

絵師未詳 文正草子ぶんしょうそうし絵巻

紙本着色 二巻 各29・7×504 cm

寛文・延宝(一六六一―一八一)頃

縦29・7、横41・6、42・5 cmの料紙に極彩色で描かれた一画面を十二枚繋つなげて一巻としており、二巻で計二十四面ある。改装されており、絵の順序は乱れている。

当初は詞書ししよがきをはさんで物語の進行に従って構成されていたことは確実であるが、現在文字部分は全く失われている。上下のすやり霞や雲形には金粉を散らし、諸所に金銀泥きんぎんでいや胡粉ごふんを用いるなど、高価な絵具を使用している。広義の意味で奈良絵本に属するものである。保存は良好

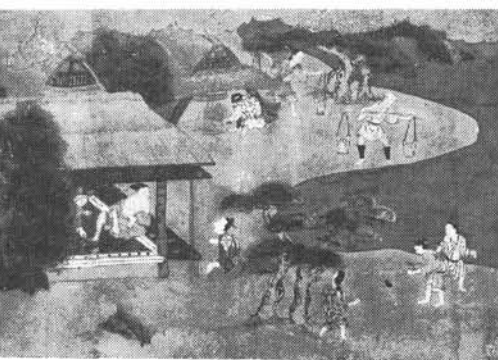
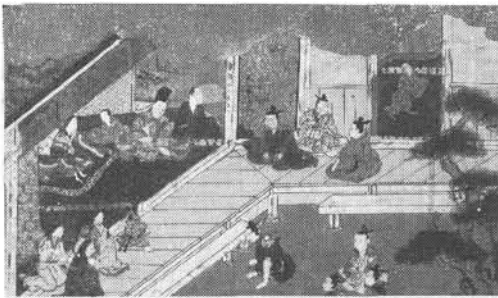
とはいええず、温湿度差や光・ほこりによる劣化はかなり進行している。金粉は、ほとんど落ちているものからかなり残っているものまで料紙間の差が著しく、相当期間各画面バラバラにまくりの状態で保存されていたものと推定される。彩色はおおむね良く残っている。

『文正草子』は室町期に成立した祝儀性の強い御伽草子である。劇的効果の高い意外性に富んだ展開と、めだたいことずくめの濃厚な祝言性、女主人公の果報・栄華が特に婦女子に歓迎され、正月の読み初めの吉書とされたり、嫁入りの調度品にされたりしたので、絵巻や冊子が多数作られた。絵巻や絵入り冊子本の過半は奈良絵本と呼ばれる十六、十七世紀の制作である。ほかに本文のみの古写本、丹緑本系統の諸版本、渋川版御伽文庫（最も普及）がある。『文正草子』の伝存作品は奈良絵本中最も多く、おそらく五十を超すものと推定される。各本物語の大筋は変わらないものの、かなりの数の系統に分類できると予想されるが、その方面の研究は近年ようやく始まったばかりである。

妙興寺本の絵師は、良質の絵具にみあう確かな力量を具えた土佐派系の絵師と推定されるが、画中画の屏風や掛軸・杉戸絵には漢画風あるいは宗達系の筆法も目につ

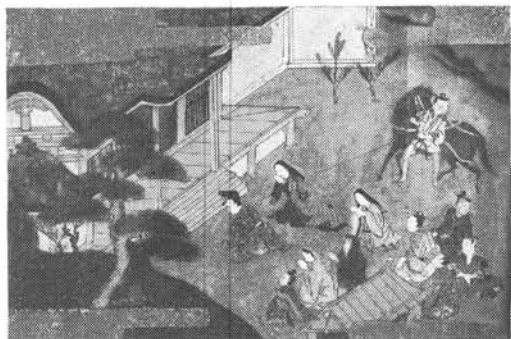
く。これについては土佐派の絵師が他流も学び、意識的に画中にそれを取り入れたものと考えられる。奈良絵本の中では後期に属する注文品と思われる。

絵の順序を物語の進行に従って改め、その内容を略述する（番号は図版の復元の順序。〈Na〉は現状の順序）。ただし、妙興寺本は、二位の中将の一行が四人ではなく五人になっているなど、流布本と異なるところがある。従って正確な復元には、同系統の伝本を捜してそれと対照する必要があるが、それは今後の課題としたい。



1 ⅠⅠⅠ 鹿島大明神の大宮司が、長年仕えた文太を追い出す。

2 ⅡⅡⅡ 文太、角折の磯の塩屋に雇われる。



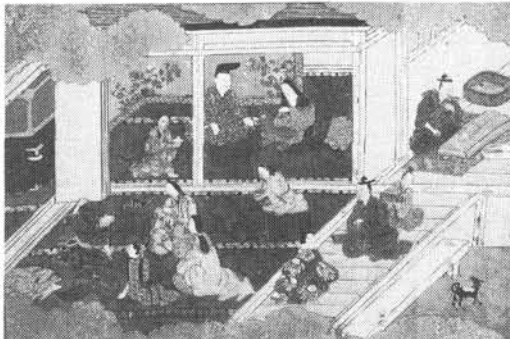
4. <I-5>文正(文太改名)夫婦、鹿島大明神に子を授かりたいと祈願。



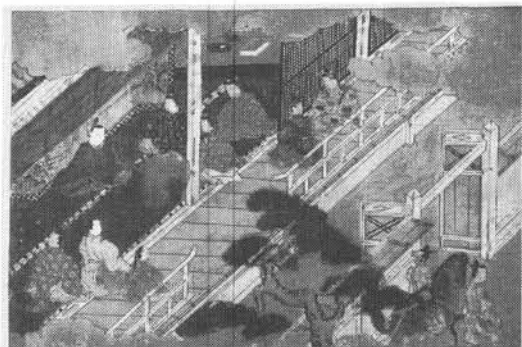
3. <I-3>文太、塩釜を貰い受けて塩を焼き、それが高価で飛ぶように売れる。



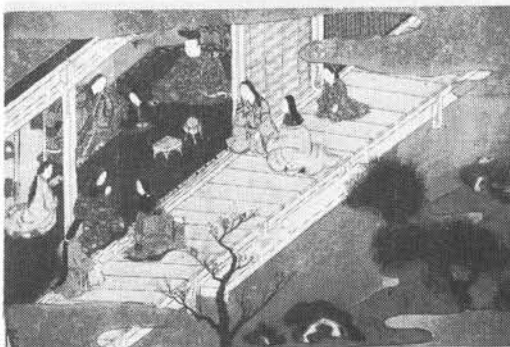
6. <I-6>出産。



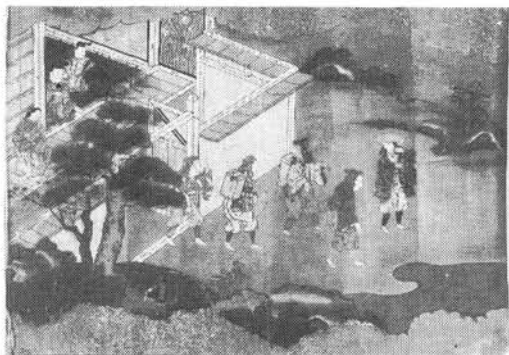
5. <II-5>文正の女房懐妊。



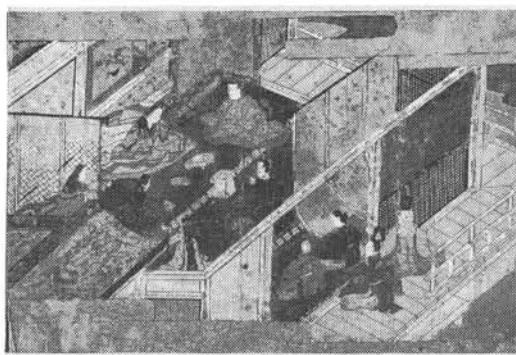
8. <I-9>八月十五日の夜、まだ見ぬ恋に悩む二位の中将を慰めるために殿上人たちが訪れる。



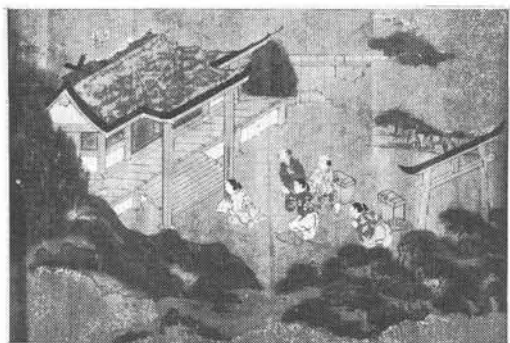
7. <I-7>文正の二人の娘、姉の蓮華、妹の蓮成長。



10. <Ⅰ-10>中將の一行五人、小間物売こまものうりに身をやつして常陸へ出立。



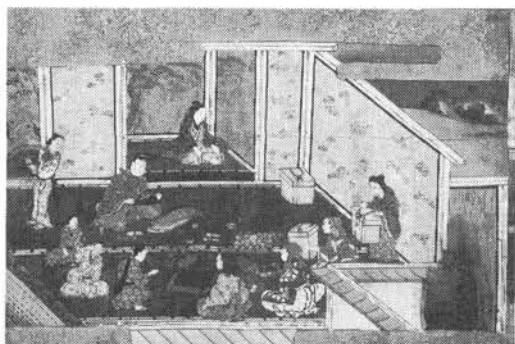
9. <Ⅰ-2>中將は文正の娘に会うべく常陸の国へ下るにあたり、北の政所まんどころに会いに出かける。



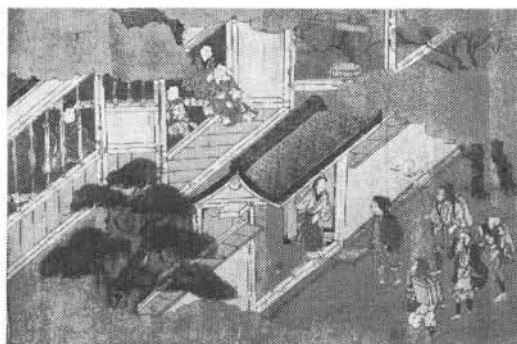
12. <Ⅰ-12>常陸国へ着いた一行は、鹿島大明神へ参詣。



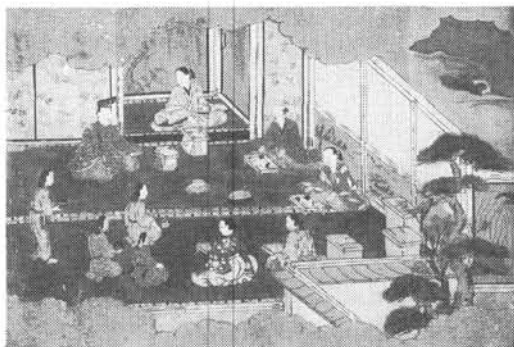
11. <Ⅰ-11>中將の一行、山中にて翁と会い、問答。



14. <Ⅱ-3>中將たちは文正の家で物売をはじめる。

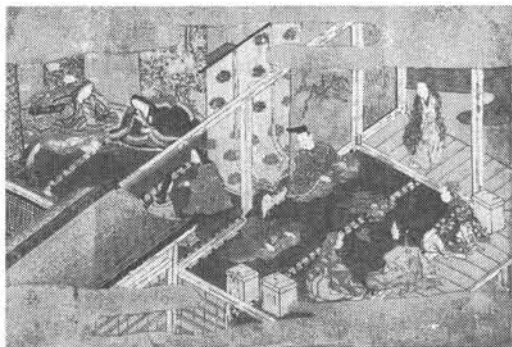


13. <Ⅱ-1>文正の邸宅まで来た一行は、下女に案内されて中に入る。

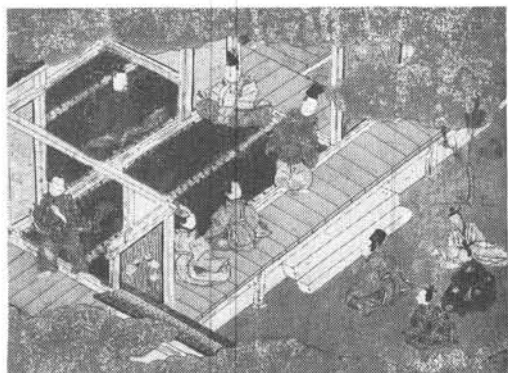


16. <Ⅱ-2>文正、中将たちに酒、料理を出して歓待する。

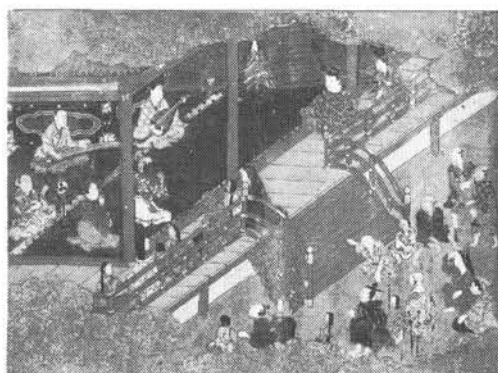
〔注〕15と16は流布本とは順序が逆になっている。16→15とすると、15の図で一行が被り物をまだ付けている点を説明できなくなるので、一応この順序とした。



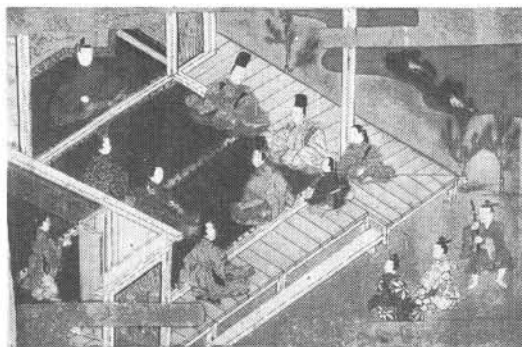
15. <Ⅱ-4>中将は手箱に美しい物を入れ、歌をかくし添えて姫君に贈る。



18. <Ⅱ-7>大宮司が管絃を聞くために文正の家へ出向くと、御堂の正面に中将がいるので驚いて奥からころがりおる。文正は娘の相手が中将であることを知って、気が違ったように大声で騒ぎ立てる。



17. <Ⅱ-6>中将たちが御堂で管絃^{みどう かんげん}を催し、姫君たちがそれを聞いている。折から御簾^{みす}を吹き上げる風により、中将と姫君は目を見あわせる。

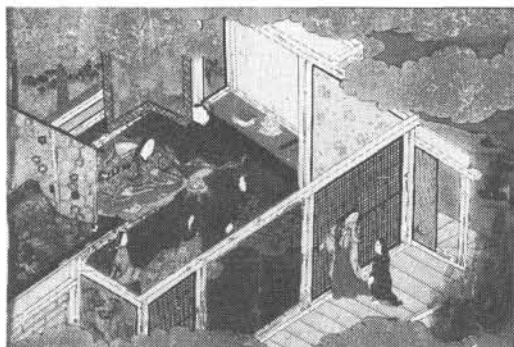


20. <Ⅰ-8>大宮司が八か国の大名に中
将のことを触れ回ったので、皆々集ま
る。

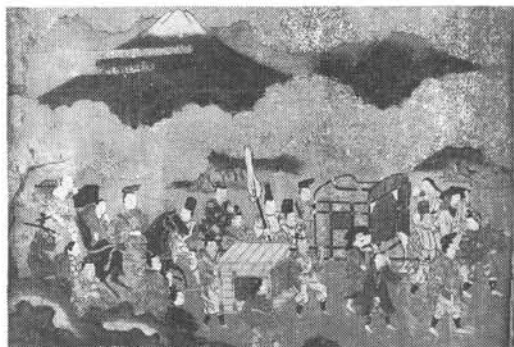


19. <Ⅱ-8>大宮司は中将を輿に乗せて
屋敷へおつれする。

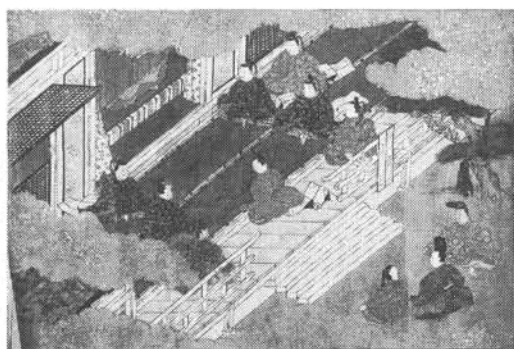
〔注〕あるいは、大宮司が文正の家へ
出向く場面かもしれない。とすれ
ば18と19は逆になる。



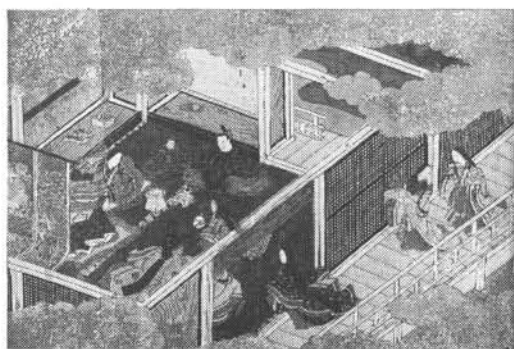
22. <Ⅰ-4>北の政所、姫君に対面。



21. <Ⅱ-12>中将は蓮華姫と共に上洛。



24. <Ⅱ-10>文正、昇殿を許され帝に
はいえつ
拝謁する。



23. <Ⅱ-9>二位の中将と姫君の婚礼。

『千葉繁昌記』の二人の著者について

三 浦 茂 一

一 はじめに

『千葉繁昌記』という書物は、明治二〇年代に二回、別の著者によって刊行されている。一書は、その奥付に明治二四年（一八九一）一二月出版、著作兼発行者君塚辰之助とあり、序文や総論から雀巢子という人物が執筆したと推定されるものである。そこでこれを雀巢子本と呼ぶことにする。

他の一書は、奥付によると明治二八年（一八九五）一月の出版、発行著作兼印刷は藤井三郎とあり、同書の序文や巻頭の記名から松風散史なる人物の執筆ないし編著にかかることが推定される本である。これを松風散史本と呼ぶことにしよう。

この両書がわずか三年余を隔ててこの時期に出版された意味や、それぞれの内容についての考察は他の機会に譲るとして、ここでは両書の執筆者、つまり雀巢子と松

風散史がどのような人物であるかを述べることに焦点をしぼり、それに必要な限りで両書の内容等についても触れることにしたい。

二 雀巢子をめぐって

早速、本論に入ろう。雀巢子本には序文が二編付いている。その一編は吞舟漁人署名のもので、雀巢子本について「雀巢子が将来の千葉町に向て望む所る鴻鵠の大よりも大にして鵬翼の如く張らんとす……誠に子が神通上得たる所の大観」と批評し、自らは「南総の南、東海の東、僅に其口を糊する舌切雀なる」吞舟漁人であると称している。この吞舟漁人は、夷隅郡の民権結社「以文会」の主要メンバーの一人であった中村孝（夷隅郡沢倉村Ⅱ現勝浦市沢倉、明治四四年没）である。中村の晩年の回顧録「蠹魚とぎょむしろうの骸」は「吞舟中村孝手録」と署名されているし、その中には中村が『新総房』新聞に投稿した「在

函館、吞舟漁人」署名の紀行文なども収録されている。

そこでこの回顧録を繰ってみると次のような文章にぶつかる。

予か友に永田一茂なるもの有り、予より長せる僅に一年なりと雖も恒に之れに兄事す、君元と小田原藩の士籍にして夙に英漢両文学を脩め儕輩を凌けり、明治十五年故あり千葉に來り千葉新報の主筆となり、遂に妻^{さい}拏^とと共に其籍を千葉に移し、板倉中氏等と相往來し遂に又県會議員に推挙せられ同志と県政に貢獻せられしもの少なからず、一日予を豊浜村なる私宅に訪ひ曰く、我れ小閑あり千葉繁昌記なるものを草せり以て梓に上せんとす、希くは一序を加へよと袖中より稿本を出し予に示せり、繙きて之れを見る篇々滑稽諧謔、暗に千葉風俗に対し諷刺至らざるなし、友人板倉氏春峰の号を署し每章既に上欄に批評残すなく、一読笑殺又大に警する所のもの有り、予敢て辞せず叙すること左の如し、幾日ならず千葉町国松書肆に依りて發行せれ^{ママ}下の子女喧伝声あり、時明治廿三年なりき、永田氏^{せん}駛川と号す、雀巢子と称せしものは當時の仮号なり

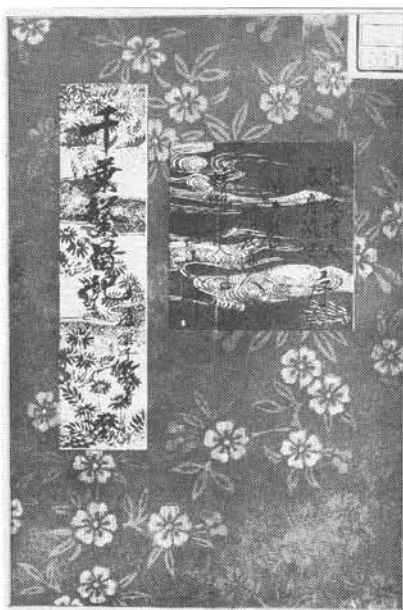
千葉繁昌記序

我か大父雀巢子其先は……（下略）

（中村孝稿「蠹魚の骸 巻」）

すなわち中村の友人永田一茂（号駛川）が雀巢子の仮号で『千葉繁昌記』を執筆し、中村の評を求めたこと、その稿本には中村・永田の共通の友人である板倉中が「春峰の号を署し每章既に上欄に批評残すなく」書き入れてあったことなどが判明する。中村が回顧録に引用している「千葉繁昌記序」は、雀巢子本の吞舟漁人署名序文とピッタリ一致する。

以上のようにみてくると、雀巢子本の筆者は永田一茂、序文の一篇は中村孝筆と断定できそうであるし、序文の他の一篇は春峰板倉中のものであると見て間違いない。 「明治辛卯（二四年）季秋、羽衣道人^{しるす}識」の序文（漢文）がそれである。すなわち羽衣道人は板倉の別号



雀巢子本の表紙（成田図書館所蔵）

であると考えられる。これによれば板倉は永田の求めに応じて「悦加 妄評 以還之」したこと、板倉自身もかつて『千葉新報』紙上に「千葉繁昌誌」数編を掲載、中絶したことなどがわかる。もっとも板倉は羽衣道人の試みた「千葉繁昌誌」らしい文章は、今のところ『千葉新報』紙面上に見付からない。同紙の残存原紙が極めて限られていることによるのであろう。

板倉中は長柄郡関村（現長生郡白子町）の出身で、房総の代表的な民権家、加波山事件、大阪事件の弁護人として著名であり、明治十九年県会議員に当選、同二十三年七月第一回総選挙で衆議院議員に当選し国政壇上に登場するまで、千葉県会の闘将、論客として鳴らした。また旧自由党系の『東海新聞』の主筆でもあった。

永田一茂は嘉永六年（一八五三）九月相模小田原に生まれ、明治七年慶応義塾に学び、卒業後、長崎・東京師範学校で教鞭をとった。明治一三、一四年ころには三重県に赴いて三重日報、伊勢新聞の主筆となり、民権の論陣を張ったという。同一六年にはさらに千葉町に転じて千葉新報社に入り主筆として活躍した。同一九年三月県会議員に当選したが、病気で四月に辞任、同二十一年三月再び当選し、二五年三月まで在職し、二三年からは常置



永田一茂
（千葉県議会図書室所蔵）

委員にも選ばれた。また二十一年には東海新報発刊にかかわったほか、私立千葉普通学校を設立した。（『千葉県議会史、議員名鑑』参照）。

これらを付き合わせると雀巢子本の筆者は現職の県会議員永田であり、その序文二編のうち一つは現職の衆議院議員（板倉）、他の一つはかつての自由民権運動の輝けるリーダー（中村）の筆になったことが明らかとなる。彼らは民権運動の流れを汲む本県自由党系の指導的な政治家であり、また漢学の素養の深い知識人、言論人でもある点で、いずれも共通の交際社会の中にあつたろう。そこで中村執筆の序文によって「滑稽諧謔、暗に千葉風俗に対し諷刺至らざるなし」とされる永田執筆の本文、及び同じく「一読笑殺又大いに警する所のもの有り」とされる板倉執筆の頭評の一端をうかがうために、「県会議事堂」の部分を抄録してみる。

〔本文〕

県庁の東僅に数十歩、巍々乎として雲際に聳るものあり、是れ即ち千葉公園に独立せる県会議事堂にして、

房総三国百二十有余万の名代人五十四名の県會議員が侃々^{かん}の議諤^{かく}々の論口角沫を飛ばし、ペンサムを気取りミルを真似し、以て僅々一地方の經濟を論議する所の舌戦場なり、……

〔頭評〕

泄々散士曰、不欲^レ言論之快、而欲^レ論理之正矣

蜉蝣仙史曰、三寸之舌頭、膏血之所迸

羽衣道人曰、余不^レ望^レ為^レ舌戦場、而寧望^レ為^レ思想之戦場

(雀巢子本一一―一二ページ)

「舌戦場」ではなく「思想之戦場」であれ、とする

板倉の評言は成程「大に警する所」があるといえるだろう。ここにみる「泄々散士」、「蜉蝣仙史」なども

永田や板倉ら周辺の交際社会の人であろうか。ほかに

「凹凸山人」と称する人物が「玉突場」について「狙

玉遊戲不^レ独此場已^レ哉」などと茶化したような頭評も

ある。ついでながら「県庁前、羽衣道人」や「凹凸山人」の署名が『千葉新報』漫言欄(明治一九年六月、

一月など)に散見される。これら頭評などにみえる

羽衣道人以外の仮号もすべて板倉中の覆面とみるのは、

いささか行き過ぎか。

つぎに「千葉銀行」の項を引用してみよう。

〔本文〕

一時非常の威勢を得て其行員の末社に至るまで、或は妾を畜ひ、或は別業を営み、花柳社会に在ては意気デ高等デ紳士^{セントルメン}と持て囃されし千葉銀行も榮枯浮沈の範圍を免れず、彼地方税預替の一件より遂に債権者の嚴命に依り登戸の本城を追立てられ、今は通町なる千葉組合代言人某氏の寓所へ居候の身と墮落せり、驕る平家は久しからずと或る銀行通は云へり宜哉

〔頭評〕

蜉蝣仙史曰、榮枯盛衰恰似^下那翁被^下流、謫^ヘ扁^ヘ列^ナ拿^ナ島也

泄々散士曰、嗚呼悲哉

羽衣道人曰、蓋雀巢子亦所^レ使^レ之至^三於此極^二張本也、

千葉銀行死靈之所^レ憑也必矣、可^レ恐哉

(雀巢子本一七―一八ページ)

飛ぶ鳥を落とす勢威を示した千葉銀行が「地方税預替

の一件」によって、ナポレオンがセントヘレナ島へ流^る謫^{たく}

されたように急転直下落ちぶれたとして、どうやら「宜

哉」とほくそえんでいる趣がある。また羽衣道人(板倉

中)が、雀巢子(永田一茂)もまた千葉銀行追い落とし

の張本人ではないかと極め付け、千葉銀行の死靈に取っ

付かれるゾヨ、とからかっているところなどは、春峰板倉代議士のはしゃぎ過ぎの気味がないでもないが、これには次のような事情があった。

船越知事と結ぶ改進黨の大御所と目された池田栄亮は明治一四年以来八年余の長期にわたって県会議長の職を占め、他方では千葉銀行の頭取でもあった。そして千葉銀行は県金庫として地方税、別途予備金などの県公金を預かり、各種の便宜を与えられていた。これに対し明治二一年一月県会で板倉中をはじめとする自由党系議員らが攻撃の火ぶたを切り、知事交任（船越衛→石田英吉）を機会に県金庫を他銀行へ移すよう要求する建議を成立させた。この一件は明治二三年に至り県金庫の変更と板倉中の議長就任で決着がついたように見える。（但しこの問題については民権期以来の政治状況とからめて、より立ち入った考察が必要であり、他日を期したい）。雀巢子「永田一茂議員は板倉や新庄克己らのグループに属し、池田議長や船越知事を追及する人々の中での「錚々たる自由党闘士」（以文会史）の一員であったのはいうまでもない（『千葉県議会史』第一巻、栗原東洋『千葉県政物語』による）。

さて、雀巢子本の奥付には「著作兼発行者 千葉県平

民君塚辰之助」とあるので、自然これまでは著者「雀巢子」君塚辰之助と考えられていたように思うが、筆者である雀巢子は永田一茂にはかならないとすれば、君塚辰之助はどのような人物で、永田とどのような関係にあったのが問題になってくる。調査不足なので決定的なことはいえないが、さしあたり次のように考えておきたい。

「明治五年七月名寄帳、五田保村」（千葉市史編纂担当収集史料）に同村（正しくは千葉寺村五田保）組頭君塚辰之助の名が見え、同じ時期の他の史料によると君塚辰之助は天保一三年四月一五日生まれ、千葉寺村一一三番屋敷居住とある。永田一茂の議員在職中の住所は千葉町千葉寺一三四三番地であるから、両者は相識の間柄であったろう。そこでこう考えられないか、つまり永田自身が何らかの事情（例えば現職県会議員としての遠慮か、経済的な事情かなど）で、著作兼発行者として表面に出ることをはばかり、君塚辰之助の名義を借用したのではあるまいか、と。永田の同書執筆の意図なども興味を引くが、ここでは推測を避ける。

三、松風散史をめぐる

松風散史本にも序文が二編ある。一編は青村宇佐美佑

申の執筆である。「千葉町の真景燎^{りよう}としてかなりし散史集むる所の材料精確にして分説能く正に適す」と推賞している。宇佐美は旧幕臣の子、和仏法律学校（政法大学の前身）を卒業して弁護士となり、千葉町で開業した。政治的には改進黨・進歩党に属し、後には『新総房』新聞社の理事、千葉郡会議長などをつとめた千葉県改進黨系の中心人物の一人である（『房総人名辞書』）。

序文の他の一編は松風散史の自序であり、今日の千葉町はもはや雀巢子本の描いたころの千葉町ではなく、大いに「繁榮隆昌の佳域」に達しているとしている。

ところで松風散史本が刊行されるより少し前の明治二六年八月に『随聞随筆 総房人物論誌』第一編が博聞館から刊行されている。同書は翌二七年夏には第八編まで



松風散史本の表紙

刊行されており、同年中に第一〇編で完結する予定であった。第一編の奥付には「発行著作兼印刷 野村国五郎、千葉郡千葉町一三四番地寄留」とあり、野村が執筆したと考えられる。この第一編の序文は前述の宇佐美佑申が書いている。また例言は「千葉町博聞館主、松風散史しるす」とある。同書第五編からは「松風散史閱、野村国五郎編」と出てくるが、第八編では「松風散史編」と変わり、その奥付は「発行編輯兼印刷 藤井三郎、千葉郡千葉町千葉一三四番地」「同所、発行兼印刷所 博聞館」となっている。これは執筆スタッフとしての野村が「昨廿六年六月中ヨリ雇入候処〇〇ノ行為不少、本年六月中解雇候」（第八編）と博聞館員を罷めたため、館主である松風散史自らの編著となったことを示すであろう。

このことと第八編奥付とを考え合わせると、松風散史は博聞館主人の藤井三郎の雅号であることが判明する。してみると博聞館を経営し、『総房人物論誌』全編の実質的な編著者であった藤井三郎が、同書に引き続いて松風散史本『千葉繁昌記』を出版したのだと考えられる。つまり雀巢子本とは異なり、松風散史本の場合は、編著者と奥付の著作発行者とが同一人なわけである。

では藤井三郎はどのような人物であろうか。『総房人

物論誌』第二編（明治二六年九月刊）には藤井自らが登場しているから、その記事によってみよう。藤井三郎は旧名を教嚴といい安政四年（一八五七）三月上総国天羽郡湊町に菱田有義の子として生まれながら藤井氏をつぎ、九歳で仏門に入り、儒学を林鶴梁に学んだ。穴倉健吉『千葉市南部の歴史』によれば、明治一二年（？）から同二三年まで藤井教嚴は北生実の浄土宗大覚寺二七世の住職をつとめており、同二八世は菱田堅定（叔父）となっている。明治一二年末、明治義塾を開いて教育事業に乗り出す一方、同一六年二月には『文学雑誌』を発刊した。同誌は発行所が千葉郡北生実村五四番地内・明治義塾編輯局、社長が藤井教嚴、印刷長が菱田堅定とされており、賛成員には菱田近義（兄）らの名前が並んでいる。

同誌創刊に寄せられた祝辞の一つは、「君力如ク天下身ヲ出世間ニ置キ而シテ世間ナル政理ノ論壇ニ上リテ進化ニ熱心ナル人ヲ視ズ」として、「松風藤井教嚴」「藤井松風大兄」の壮挙を称揚した。確かに僧職にある身とすれば異色には違いない。誌上にはほかに東葛飾の民権家大川吉右衛門、鶴舞藩出身で後の朝野新聞記者中村千太郎などの祝辞がみえる。旧自由党第一の理論家植木枝盛もそうした人々の中にあつた。植木はいま「我扶桑国ノ総

ノ州ニ於テ文華燦爛タル曙光」があらわれたと「説友藤井君」の雑誌創刊に慶祝の意を表し、「硯学斯辺鎖」や「亚当斯密」の名を引きながら学者や真理の偉大な力を強調し、文学が「其ノ言ノ虚ニ帰スルト実ニ帰スルト」が肝心な点だとして、「吾儕ハ之ヲシテ頗ル其实ニ帰セシメシコトヲ望ム」と、念入りの注文をつけている。

『総房人物論誌』によると藤井はかつて「過激なる民権家」であつたというが、この点についての検討は後日を期し、三大事件建白運動と藤井とのかわりを示す部分を書から引用するにとどめる。

……明治廿一年中彼減租等三大事件の建白の節県内数千の有志者は二団結に分れ建白したるに、其執筆者は一通は加藤平四郎氏にして一通は君とす、君が起草に係る分は高野麟三、君塚省三の二氏県民の総代となりて元老院へ奉呈す

（『随聞隨筆 総房人物論誌』第二編四七～四八ページ）

房総民権運動の最後を飾る三大事件建白運動において藤井が一定の役割を果たしたことをうかがわせるが、この点の検証についても後日に譲らざるをえない。いずれにしても藤井は、『文学雑誌』創刊号に記した次の文章のように、その意気はまことに盛んなものがあつた。

……大家鴻儒より生産の賀帖穰々として来る、何ぞ其盛んなる乎、於戯天上天下唯我独尊たる我儕に非らざれば何ぞ此事を為すを得ん、吾儕は不屈不撓の精神を發揮し彼岸に達せんこと、維れ吾儕が、諸君に報ゆるの道也

『文学雑誌』第一号、雜報欄)

「大家鴻儒」といえば同誌第三号には、例の『西国立志編』の敬宇中村正直が「米国政党之害題詞」なる短文(漢文)を寄せている。「社長藤井教嚴牒ヲ東京礫川ノ同人社々長敬宇中村先生ニ呈シ一篇ノ惠投ヲ求」めたのに答えたものである。このような藤井教嚴は恐らく明治二〇年代初頭に浄土宗の「管長福田行誠と意見を異にし其下流に立つを屑しとせず、断然桑門を脱す」『総房人物論誌』と、僧籍を捨てる。明治憲法発布、町村制施行を控え、三大事件建白から大同団結へと盛り上がりを見せる民権家たちの活発な動きのなかで、あるいはひそかに期するところがあったのであろうか。

明治二六年十一月の『政法新誌』(政法新誌社発行、千葉町)には、博聞館による『広告新報』発刊の広告が載せられると共に、藤井のつぎのような広告を見ることができる。還俗後の動きを示す記事である。

生儀、東葛飾郡塚田村長満期退任、自今専ら著作出版印刷業ニ従事ス

明治二十六年十一月五日

千葉町千葉 藤井 三郎

『政法新誌』第八号)

この時、藤井は既に博聞館主人として『総房人物論誌』の刊行をスタートさせていたし、他方では『地方自治論』や『法令指針』などの編著も公にしていたのである。

このような松風散史Ⅱ藤井三郎であれば、明治二七、二八年当時にも政治的な野心を抱いていたとして、何ら不思議はない。宇佐見佑申との親密さからみて改進黨系に親近感を寄せていたかと思われる。『総房人物論誌』第六編(明治二七年二月刊)の宇佐見佑申の序文は前年末の第五議会の解散と、三月に迫った第三回総選挙について

廣告

速安全、義侯誠實、機敏、迅速、簡便、ノ、
直接、
辯護士、宇佐美佑申
代官、辯護士、宇佐美佑申
九、
辯護士、平山、勘次

廣告

我々有權者ハ衆望ニ
依リ、藤井三郎君ヲ本
縣第一區衆議院議員
候補者ニ推撰ス
市原 有志者

『隨聞隨筆 総房人物論誌』
第六編(東大明治文庫所蔵)

て触れている。そして同じ第六編の巻末には、前ページ写真のとりの広告がある。

藤井を衆議院議員候補者に「推撰」するとした「千葉市原有志者」がどの程度の内実をもったものかは不明である。勘繰っていえば明治二十七年一月尾崎行雄らを迎えて梅松別荘で開かれた立憲改進黨千葉支部開会式にタイミングを合わせての、一種の観測気球であったのかも知れない（『千葉県議会史』第二巻、一一二ページ）。ともあれ当期における本県政界の中に藤井の活動の形跡を見付けることは、今のところ出来ない。

ちなみに、藤井の雅号松風散史は、教嚴時代の雅号「松風」に「散史」を付したものと考えられる。散史または散士・散人は、民間で文筆に従事する人が、その雅号などに添えて称する語である（『岩波国語辞典』）。「松風」は、千葉市史編纂担当が推測するように、松風山大覚寺の山号にちなんだものであらう。

富津市の菱田忠義氏（近義の孫）によれば藤井は明治四〇年（一九〇七）一二月四日死去、東京渋谷の東福寺に葬られたという。広舌顕理信士はその法名である。

四 おわりに

以上の考察によって、雀巢子本（永田一茂筆）が、意

気上がる東海派の旧自由党系カラーで統一されているのに対して、松風散史本（藤井三郎著）が改進黨周辺の視点からまとめられていることは、ほぼ納得されるであらう。それ故、松風散史本の自序は雀巢子本を意識していたのであらう。のみならず松風散史本が改進黨については明治二十七年一月に決定したばかりの立憲改進黨千葉県支部規則（宇佐見佑申・四宮有信の起草）を全文掲げながら、一方自由党に対してはその千葉県支部が「未だ其設置の結果を聞かず政海多事何故斯く遅延……」と、いささか非難がましい口ぶりがうかがわれるのも、うなずけるであらう。

雀巢子＝永田は、のちに明治三五年全国的な教科書疑獄事件にかかわって再び千葉県政界に登場する。もっともその時は舞台が回って、『新総房』新聞に拠る宇佐見ら憲政本党系（改進黨の後身）の人びとの方に、「宜哉」と叫ぶ役柄がふり当てられるはずである。（三浦稿、『地方教育史研究』紀要第七号）。

なお漢文の読解については加藤時男氏の教示を得た。記して謝意を表したい。

（千葉市史編纂委員会委員）

編集後記

近世史料編の編集が軌道にのった昭和五三年頃、通史や史料編をバックアップする講座の開設、あるいは研究雑誌の発行が必要であろうと編纂会議の話題にのぼっておりましたが、五八年度に講座を開設し、今年度から雑誌発行が実現のはこびとなりました。

本誌の名称は、千葉市の「過去だけ」を追うのではなく、「現在を認識するために」という意味をこめて、千葉市史編纂委員会によって名付けられました。題字は吉田教育長の筆によるものです。

本誌創刊号は、昨年発行した『千葉市史 史料編5

近世』（江戸時代に旗本戸田氏知行所であった泉・誉田地域の一部の史料集）を補足することや同地域の文化資料の紹介に紙面を充てました。また、『千葉繁昌記』の著者をめぐる論文は、千葉市の近代を語るときに重要な史料となっている『千葉繁昌記』の、その社会背景が解き明かされていて、今後の近代史料編の編集の際の視点にかかわるところがあると思います。

ともあれ、企画や目的を充分みたりしておりませんが、

永く市民の皆さまに愛される歴史雑誌に発展してゆきたいと考えておりますので、読者の皆さまの御支援をお願い申し上げます。

『千葉いまむかし』の原稿を募集します!!

本誌は新発見史料紹介を主とするものですが、各町内の伝統行事や地名や家についての言い伝え、明治・大正・昭和あるいは戦中・戦後の町内の変化、子供の時の遊びなど思い出と共に、市民の皆さんが各々子孫に語り伝えておきたいという原稿も随時収録していきたいと考えております。御連絡をいただければ当方からテープレコーダーやカメラを持っておうかがいしたいと思いますので、投稿を歓迎いたします。

連絡先 千葉市亥鼻一―六―一

千葉市立郷土博物館（千葉城）

市史編纂担当 電話22―8232

（六三・二・二二 市史編纂担当Ⅰ）

千葉いまむかし 第一号

昭和六十三年三月三十一日発行

編集 千葉市史編纂委員会

発行 千葉市教育委員会

印刷 こくぼ印刷株式会社